

りになつた件についてまず御報告いただきないと先へ進めないのですが……。

○委員長(伊江朝雄君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起こして。

実は昨日から私の方で、税務訴訟係属中に減額更正処分の通知を受けた件数を、実は再三にわたりて、ないかということで要求したんですが、同じような資料が二回出てきた。この二回とも私の質問に全然答えてない。それで三回目に、じゃ言葉ではだめだから文書で照会するということで、訴訟を取り扱った案件のうちの取り下げの件数ですね、判決した件数は出てきていましたから、この中で訴訟係属中に減額修正、更正決定になった件数はどれだけあるのかと、これを見ました。

これを書いてやつた、何遍言つても出てこないから。ところが、これに対して、わからないということなんだよ。で、国税当局の方でわからなければ、これがいつは会計検査院がいつも検査しているから、じゃここへ会計検査院を呼んでお聞きしようと思った。そして出席要求もしました。ところが、けさになって件数が報告されたんですね。この件数があるかないによって私の後の質問の仕方が非常に変わってくるんで、なれば、ないような組み立てをしなければならないと思つて、いたやつが、三回やつて、文書でやつてもだめで、しようがないから会計検査院を呼んで聞こうと思つたら、ようやく出てくるというのは、これほどいうわけですか、主税局長ね。この程度のことがどうしてできないんですか。再三です、きのう。一日朝からかかつて、何遍も出でくるけれど、私の要求は出でこない、最後はゆうべ、出せないということだった。けさになって、そしたら出でてきた。こんなばかなことつてありますか。こういうことでこういう資料を出し惜しみすると、審議を我々が遅滞するんじやなくて、提

案者であるところの大蔵省の方が遅滞することになりかねないと思う。一体これはどなたに答弁し得るといつたらしいのか、大臣、一体どうなつてゐるんですか、こういうのは。

○政府委員(渡辺幸則君) ただいまのお尋ねでございますが、いきさつにつきましては委員御指摘のとおりのようございまして、私どもも大変申しわけなく思っております。

最初私どもが伺いましたのは、私どもの訴訟事案の判決言い渡し件数と、それから処分が取り消されたもの、というふうに実は誤解をいたしましたか、あるいはその伝達の過程でいろいろ意思の届かなかつたところもあるうかと存するわけでございますが、そういうことでお伺いたしましたものでございましたから、その資料をお出しをしたわけでございます。しかし、それは委員ただいま御指摘になりましたように、委員の御趣旨に沿わなものであつたということは事実でございます。

それで、後からまた調べたわけでござりますが、実は委員のお尋ねになりました、課税処分取り消し訴訟係属中に原処分の減額更正をした、これがまさしくお尋ねでございますが、この事案につきまして、私ども画一的に全国国税局から資料をとつておらないわけでございます。これは事務負担という面でございましてそういうことをいたしておらないわけでございますが、したがいまして、各国税局がそれを判断して減額更正をする場合もござります。また、事案によりまして、私ども国税庁に対しまして各国税局から個別に相談があつて上がつてくる場合がございます。そういう場合にも減額更正をいたしておるわけでござります。当庁に相談がござりますのは、訴訟係属中の事案で、更正の期間制限、これは五年でござりますが、これを超えるものについてございまして、これは若干特異なケースでございますので私どもで処理をいたしておるわけでございます。この件数につきましては、最近三カ年度を申し上げますと、昭和五十五年度が七件、昭和五十六年度が三件、昭和五十七年度が一件でございます。

そういう状況でございますので、若干その辺に不行き届きがあつたのかもしませんが、どうかひとつ御了解を賜りたいと存じます。

○丸谷金保君 最初にこういうふうに聞かなかつたんで別な資料を出した、そういう食い違いも

ことはあるでしょう。それを私は言わんでもあります。何度もやつたりとしながら、最後に私ここで書いたんですから。そうして出したのに

対して回答ができないという返事がやうへは来たので、回答が大蔵でできないならしようとおきましても、若干先生の御質問の趣旨を私こそ書いたんだから。そうして出したのに

い、会計検査院を呼んで聞くことと思つたわけだ。

私も昔、臨時税務代理士を長いことやってましたから、修正確定申告なんというの、税務署の方と一緒になつて更正決定をするの手伝つたんです

よ。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕あることがありまして、それじゃお手伝いしよう、これ争いにしないと。當時も一番気にしているのは会計検査です。とにかく会計検査院の目に触れて指摘されたときに説明できるようになきやならないから、丸谷さん協力してくれと。そのときの税務官吏、今でも生きています。それであるから、ああ減額修正に対しても会計検査官は非常に詳しく調べるんだなと思ったから、それがあなたがお見えになつたんだから。会計検査院の出席も要求した。いいですか。それでなかつたら、そういうものは報告できない、できないでおしまいですよ、おたつから私はけさ会計検査院の出席も要求した。

〔理事岩崎純三君復席、委員長着席〕

あることがありまして、それじゃお手伝いしよう、これ争いにしないと。當時も一番気にしているのは会計検査です。とにかく会計検査院の目に

触れて指摘されたときに説明できるようになきやならないから、丸谷さん協力してくれと。その

ときの税務官吏、今でも生きています。それであるから、ああ減額修正に対しても会計検査官は非

常に詳しく調べるんだなと思ったから、それが

あなたがお見えになつたんだから。会計検査院のところへ

出席要求をしたら、あんたの方から今度出できました

んだよ。これは一体どういうわけだと言つて

いるのです。地方のはわからなきやわからないでいい

ですよ。国税庁で押さえているのがあるでしょ

う。今国税庁で押さえているのは、あなたが言つたように、これだけです、あとはわかりません

んだよ。これは一体どういうわけだと言つて

いるのです。地方のはわからなきやわからないでいい

委員長ね、こういう点については、冒頭、これがあるかないかによって全体の流れが変わらなくなことに對して、そこまで三回四回しつこくやらないで出てこない、こういうことについては、ちよつと委員長の方からも御注意をお願いいたしました

○委員長(伊江朝雄君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(伊江朝雄君) 速記を起として。

○丸谷金保君 これは出したくない資料だとは思いますが。税務訴訟の問題は、国税当局が勝訴するのが多いんです、パーセントからいつて。どうしてそんなに多いんだろうと思つたら、こういう抜け穴があるわけだよね。負けそうなやつは減額修正をするんだ、自分の方が。被告の側は減額修正をどんどんやつてくる。国税庁の方まで来た案件は少ない、それは五年以上たつたやつだけです。一年から四年の間に各税務署でやるわけだ、國税局と。で、五年以上たつてからでき、訴訟係属中に減額すれば、もう争うことなくなりますから取り下げる。そうすると残るのは勝つだけになる。そんなこと決まっていいる話だ。そういうことがあるということを実は私は知りたかったんです。出したくない資料であることは間違いないと思います。

しかし、これは大変重要なことなんです。五年過ぎても減額修正が訴訟係属中でも一方的に国税

院でできるといふふうに言つています。それで私はこの資料を執拗に何回も出せと言つた。なかなか出さないで、最後出してきた。

資料の問題でもう一つあるんですよ。例えば今度の法案の中で記帳義務三百万というこにしましたね。ところが、最初の案は二百万でしたね。自民党税調と話し合いをする中でこれが三百方に変わった。そうすると、二百万がなぜ三百万に変わったかというふうないろんな資料が出ているはずで、自民党の税調におたくの方から。そし

て、いや、それじゃこういうことで、こういうこと

とだから、自民税調の方もこういうふうにしなさ

い、三百万まで上げてもいいじゃないかと。確かに

国税の統計はありますよ、年報なんか。だが二

年も三年もおくれる。月おくれ雑誌どころでない

んだよ、実際の印刷で出てくる資料は、

こういう資料は、少なくとも大蔵委員会には自

民税調に出した程度のこういう基礎的な資料を出

していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 委員会の御要求資料につきましては、ただいまおしかりをこうむつたようないいんでも、委員会並びに委員の御要求の資料につきましては、私ども從来から誠実に、できるだけのものを出す努力をしておるところでございます。

ただいま御指摘の、所得三百万以上の事業所得者等に新たに記帳義務を課すということを決定するまでの間に、いろいろ内部的にも議論の経過があつたことは事実でございますが、もしこの種の資料、こういう具体的な資料が必要であるといふことが御指示いただければ、この場で私ども答弁できるものは答弁申し上げますし、あらかじめ御指示いただければ資料として提出いたしますけれども、一般的に税制改正作業全般の資料といふますと、どの範囲のところまでのことなのか非常に難しい問題もあるわけでございます。いずれにいたしましても、御要求の資料につきましては、御提出できるものは誠意をもつて早急に提出する御努力を今後ともいたしたいと存じます。

○丸谷金保君 結局、聞かぬきや出でてこないんだよね。言われば出しますと。そうすると、こ

ういう法案の審議というのは、公式の席上でもつて聞いて出してもらつて、それから審議しなきやならぬという、これは何日もかかることになるんだよね。少なくとも税制調査会——あなたたち

はいつも税制調査会がどうこうと言いますけれど、税制調査会なんか会議は非公開だと。いろいろ差しさわりもあるから会議は非公開だと。ところ

ろが税制調査会に大蔵省から資料を出しますで

しょう、いろいろと。これも税制調査会がこれと

これを出せと言つて出すんですか、あなたたちが

税制調査会の審議の資料にしてくださいと言つて

配付するんですか。あれどうなんですか。少なく

とも税制調査会へ出したぐらいのものは我々のと

ころへも出してくれたつていいんじゃないですか。

主税局長、それから理事さんのところへもあげてください。

〔資料配付〕

○丸谷金保君 大体、農業なんかの場合で非常に所得が隠れる隠れるというのは東京の人の言うことなんだよ。東京近郊の農業だけ見ていてるんだ、

東京近郊の農業だけ見ててそういうことをおっしゃるわけです。

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕

しかし農業の大きな地帯で專業農家をやつている

人たちの農業の実態というものを余りおわかりに

ならないんですよ。国税局の人たちも余りおわかれ

りにならぬものだから、何となく歎切れる悪い答

弁をするんじゃないかと思う。もう少ししっかり

して下さいよ。例えば五十七年の農業所得者、

全国で二十万三千人、総所得金額が三千七百十八

億で、申告納税額が百六十八億円。このうち北海

道は納稅人口が二万人、総所得が五百九十二億円

ですけれども、申告納税額が三十七億。つまり納

税人口は一割だけれど払っている税金は二二%、

二割を超えてるんです。こんなところでそんな

クロヨンだなんていうようなことはないですよ、

全く然然。

今資料を手元に渡しましたけれども、十七町歩

の畠といつだらもう夢みたに皆さん多いと思う

んです。ところが、小豆や金時、ここに計算の明

細書がありますけれども、それから小麦だとか

ビートだとか、そういうもののみんな農協なりある

いは会社に出すんで、収穫量というものは全部押

さえられているんだよね。収入を隠すところなんか

どこにもないです。

例えば五十七年、この方、名前は伏せてあります
が、まあAさん。Aさんの場合千二百三十三万一千百三十一円、総収入ですよ。ところが経費を引いて四十九万三千円の申告納税をしておりま

す。このうち、経費の特別控除としてトランクター

だと機械類、土地改良費、支払い利子、借金の

利子が十二万九千円、約十三万くらいの利子も払っている。この方なんかい方ですよ、どつちか

といふとね。ところが、これらの控除は、その大半が機械で六百二十三万八千六百十八円。これはこれでちゃんと税務署へ申告して認めてもらつている数字ですがね。一千二百万の収入を上げるのに特別経費だけでも半分かかるんですよ。こんな商売ばかりになりますか、こんなに楽でない商売。しかもこれは七人家族なんだ。それで四人が働いている。四人が働いているけど、この控除なんか知れていますよ。所得は五百万しかないんです。四人働いて五百万といつたら一人百二十五万です。そして三人が控除を持っているから、入れたって六百万ですよ。七人のうち四人働いていて、三人扶養家族がいるから、これをくつづけてどちらなさい。四十九万なんという税金、東京のサラリーマンだって払つてますか、そんなに。全然払つてないでしょ。給料にすればそんなことにならないんですよ。そうでしょう、給料にしないから四十九万払わなきやならぬです。四人で働いて、しかも経費を半分以上かける。まさにこれ機械の下敷きなんです。十七町もやつていると機械を使わないではやれないんですよ。どこにクロヨンのあらががあるかということを私は言いたいんです。その証拠に、こういうことになるんです。これは新聞に出ているからあれでしようけど、都市の近郊だと全然違うんですね、いろんな野菜とか農協やなんかに出荷しないで直接現金収入あるところは。さらに同じこの農民の隣の村は有限会社にしているんです。全農家の六〇%が会社組織にしているんだよ。ほとんどの農業法人の八〇%は赤字申告なんです。いいですか、赤字申告。そういうんですよ、会社にすれば。じゃ、なぜ会社にしないんだ。記帳ができる。ある農協が、優秀な指導者がいて一生懸命やっていれば、記帳できますから、記帳をみんな代行してやつて、きちんと有限会社にして届けができる。こういうシステムがとれれば全然税なんか払わないでもいいんだ。できないから、北海道でも、二万人からの農民が税金を払わざるを得ない格好になつて、いるんです。私はサラリーマンの税金が安い

とは言いません。しかし東京の人が考えるほど北海道の農民は税なんかごまかしていないですよ。だから、これから皆さんが答弁するときも、農業所得の問題についても、東京近郊にはそういう例外もあるでしょ。ということをちゃんとほつきりして答弁してもらわなきや困るんだ。日本じゅうの農家みんな、ごまかしているような話になつちやいます。この点についてひとつ大蔵大臣、どう思いますか。第一、サラリーマンはなかなか倒産しないですね、会社が倒産することあっても。しかし農業なんか離農者がどんどん出るんです。税金払いながら倒産しなきやならないような農業をやつしていく、これが税金四割とか五割しか払つていらないなんというふうに思いますか。

○國務大臣(竹下登君) 今ちょっと拝見させていただいて、十七町歩ですか、私は島根県でございますので四反幾らでございま、平均が。したがつて、そういう環境にはあります、クロヨンとかトーゴーサンというのが実存しておりますといふことは、大蔵省としてはこれはタブーだと思うんです。ただ、間々そういう批判がありますといふことは、たぶん、クロヨン、トーゴーサンが実存しておりますといふことは、大蔵省としても言の葉に上せるべきものでない。こういう考え方を一応基本的に持っております。

東京周辺とおっしゃいましたが、いかにも東京周辺だけに限定されたかの感がござりますけれども、間々マスコミ等でそういう議論が出てくるのも、むしろ人口集中地帯となつて、かつての農地が住宅その他の開発計画に供せられてその異常な値上がりをしたものが、かつての農業専従者の家庭にしないんだ。記帳ができる。ある農業専従者が、優秀な指導者がいて一生懸命やっていれば、記帳できますから、記帳をみんな代行してやつて、きちんと有限会社にして届けができる。こういうシステムがとれれば全然税なんか払わないでもいいんだ。できないから、北海道でも、二万人からの農民が税金を払わざるを得ない格好になつて、いるんです。私はサラリーマンの税金が安い

ことは、これは大蔵省のタブーだというふうに思つております。

○丸谷金保君 大蔵大臣は頭にくるんだね。大蔵大臣、いいですか。言つてはならないタブーだと、いうことは、そういうのがあるということを認めていますよね。それは中にはあるでしょ。給料取りだつてそういうのがいるんですから。俸給のほかに別に金貸しか何かして全然わからない收入ある人だつているんだから、何もこれは農民に限つたことはないんですよ。それはどこの社会にもあることなんです。それを大臣がそういうふうな言い方をすると、いいですか、普遍的にあるけれども言つてはならないといふうにしか受け取られない。もう少しほはつきりと、そんなものは私たちの山陰だつてありませんよといふうに、都市近郊の農村で間々皆さん目のにつくところで、特に土地成金というふうなものを目の当たりにしているところで、農家は税金をごまかしてえらい豪奢な生活をしていると言われているけれども、日本の全体の農民の立場に立つたら、そんなばかなことございませんと。いわばタブーでございます。ただ、間々そういうふうなものが、たぶんがそんな歯切れの悪いことだから、こんなことがマスコミの中ではびこるんですよ。もう一回、もう少しほはつきり言つてくださいよ。

○國務大臣(竹下登君) やはり、大体丸谷さんおっしゃることと同じことなんですよ。ただ、禁句だと申しますのは、トーゴーサンとかクロヨンとかいうものが実在するという認識を持ったときに、税務行政が公正に行われていないということになると思ふんです。だから、そういう実態は承知しておりますが、これが私は共通した認識であらなければならぬ。ただ、マスコミ等にそういう言葉が言ふふうに考えております。

○丸谷金保君 大蔵大臣も農村地域の出身だと思ふ。大蔵大臣も農村地域の出身だと思ふ。農村におきます農業機械の導入は、兼業化の進展に伴う労働力不足あるいは重労働の農作業からの解放等の要請から、急テンポで進みました結果、農業經營費に占める農機具の比重は、農業の形態あるいは經營規模によつて異なりますけれども、昭和五十七年度では、全国平均で一九・四%を占めています。農業機械が經營上の負担になつてゐるという面も否定できないと思つております。

しかし、こうした農業機械化の進展は、労働生産性の向上とか農業生産の維持拡大に大きな役割を果たしているという面も評価できると思いま

१०

しかし、農業機械投資が農家の経営負担となつてゐる現状を改善するために、農林水産省といふ組織とともに、各種の施策を講じておりますけれども、例えば農業機械化促進法に基づく高性能農業機械導入基本方針、あるいは型式検査、こういったようなものによりまして優良な農業機械の効果的な導入を図る。あるいはまた農業機械銀行方式による融資制度、これによつては機械化の足枷を直ちに解消することができるのです。

普及促進、これはもとよりとして、既に実現のむかうであるが、それで農業機械の効率的な利用を図る。あるいはまた中古の農業機械流通促進事業を実施し、中古農業機械の市場確立に努めております。

ただいまお話をありました農業機械の補助金につきましては、五十七年に農業用機械施設補助の整合理化につきまして、通達を出してトラクター等個別経営になじむ機械は補助しない等大幅な合理化を進めているところでございます。

〇丸谷金保君 補助事業をもらえば補助分だけが

減価償却の対象になるとか、それが幾らになつて、いくとかという大変面倒な計算、これは白色の壁紙定申告をするときには、いまお配りした程度の計算書を必ずつけなきやならぬことになつていまます。

ね。ところが、いままではそれは必ずじやなかつたんです。しかし、そとはいつても、みんなつけ出しています。これは個々の農家ができるないから、北海道の場合は、御承知のように、農業協同組合その他を入れて、そしてみんなの分をまとめて整理しているということですね。だから、できないんですよ。個々の農家にやれつたって、そんな細かいこと。その先にまだたくさん書いて、そこへもつてきて今度はあれでしょう、記録の区分などとか、細かいやつもたくさんつけなければならぬ、四枚も五枚も。とてもそれは農家にはできぬことだとか、細かいやつもたくさんつけなければならぬことになるわけだ。そんなこととてまじやないけどできない。

それは何も農家だけじゃない。大工さんやいろんな人たち、そういう人たちもみんな、今でも改定申告のときには収支明細書というのをつけろよ。

いつつけさしていますよ。一人親方だと大工さんだと左官さんだと、こういう人たちは、この程度のもので今までつけているんだって、なかなか自分で書けないから、それぞれ皆さんが骨を折つて組織でもつてやっているんです。たとえばこういう大工さんや左官さんだと、そういう人たちのためには、全建総連などがやっています。それを今度こういう記帳義務というふうなことでかぶせられる。罰則がないと言いますけれども、できないことがわかつていて何でこんなものを義務化しなきやならないのですか。義務化したつてできないですよ。できなくたつて罰則規定がないからいいんじゃないとか私たちは聞いてみましたが、農村の人にも。いや、あれは罰則規定がないからどうということはないですよ。そうするとと、ちゃんととする人とちゃんとしない人に不公平感ができるし、わざわざなぜこんなことしなきやらぬのか。ねらいは大型間接税だというところに行き着くんですよ。実効のないこんなことやる。どうなんですか。

つたり、ホステスさんがお入りになつてゐる。何でだろうかと思つたら、起工式のときのはらいたまえ、清めたまえをやるとか、あるいはパートナーに出るので全建総連に入つてゐる。こういう議論がありましたし、仲よくなりまして、いろいろ指導しました。

最近見ますと、全建総連の、今度は変わりますが、健康保険は非常にうまくいっているのですよ。だから私は、むしろ今度は、違つておつたら申しわけないんです。が、主觀に基づく答弁になりますけれども、これはむしろ組織点検のために運動をやつていらっしゃるのじゃないか。組織点検をしつつ、またあだだけの能力のある組織だから、恐らく皆さんが記帳義務の方へ進んでお入りになつて、そしてやがてそれは青色申告の方へ移行していくだけの一審いい機会に遭遇していらっしゃるんじゃないかというふうな、うがつた考え方かもしれません、私の過去のつき合いの程度の中からそういうふうにも感じておるわけであります。

したがつて、その青色申告にいくまでの間は、それは特典もなければ罰則もありません。しかし、その段階というのは非常にいい段階を経過さ

五〇%強の水準にございまして、これを二百万ぐらいの線で引きますと、そういう平均的なところに非常に近い数字になるわけでございますけれども、初めての制度ということでもござりますし、委員もおつしやいますように、記帳能力といいますか、せっかく制度化いたしまして、罰則がないとはいえ、記帳を求めるのがいかにも困難である事業所得者という者の負担にならないようにといふ配慮はぜひ必要なわけでございます。

三百円と申しますと、七割ぐらいの方が既に三百万円以上でござりますと青色申告に入つておられる。この辺の事業規模は、本人を含めまして従業員の規模が四人ぐらいの規模でございます。そういったことを総合勘案いたしまして、しかも今回お願ひいたします記帳の内容は、現在青色申告でお願いしておりますのよりもより簡易な記帳から出発していただべくといふふうなこともかねて勘案いたしまして、三百万円ということでお願いしておるわけでございまして、何とか私どもはこの制度が定着していくようにならうことを念願しておるわけでござります。

になるかと思いますが、元来、青色申告といふものをお選択しておる立場に日本政府はあるわけですか。そうすると、可能な限り青色申告に近づける努力といふのはしていかなきやならぬ。今度のことの記帳義務といふのは、ある意味において、それの一歩踏みを経過したらこの青色申告になつていく過程として受けとめるべきではないかと、こういう感じが私自身は非常にいたしております。

特に、いさかか私事にわたりますが、全建総連の方、随分今度御関心をお持ちになつておりますが、ちょうど今から十五、六年前でございましたが、まだ全建総連という組織の中でいわゆる日雇健保の擬制適用を受けていらつしやる時代がありました。そのとき、少し制度が変わったので指導してくれと言われまして、いろいろ相談しましたら、全建総連の中に神王さんがお入りになつてお

○政府委員(梅澤節男君) 今回の記帳義務につきましては、事業所得等年間三百万円以上の方にお願いをするということと御提案を申し上げてゐるわけでございます。これは先ほど委員がおっしゃいましたように、立案の過程におきまして、この所得限度をどうするかということを、各方面の意見も聞きながら、大変いろいろ検討する期間なり時間といふものがございました。先ほど大蔵大臣の答弁にもございましたように、記帳能力の問題と青色申告制度との連関というものを考えました場合に、現在青色申告の割合は事業所得者で平均

やいますけれども、一方で三百万円と言っている。
それから総収入の明細をつけなきゃならぬのは何百
二十条ですか、これによると四項で五千万円以上。
これ五千万円以上の収入でしよう。そうすると
と、赤字の法人でも赤字の個人でも、収入が五五
万円以上あれば明細書をつけなければなりません
わね、五千万円以上の所得じゃないのですから。
五千万壳つたけれども六千万損して、差し引き
千万赤字になつても、これはつけなきゃならぬので
しょう、収支明細書ね。「総収入金額及び必要経
費の内容を記載した書類を当該申告書に添付しな
ければならない」と。赤字法人だってつけな
やならぬわね。そうとしか読めないでしよう。
ところがね、いいですか。一方ではまた所得
法では、今度の改正で確定申告も、確定申告書は
必ず収支明細書をつけなさいとなるでしよう。

三百万と言つてゐるけれども、百万の人だつて確
定申告書を出さなきやならぬ。どうでしよう。三
百万の人だつて出さなきやならぬ、控除の権利が
あるからね。何も三百万だから、三百万以下の人は
はそんなことしないでもいいんだということにな
つてないんです、実際には、実務的にはなりませ
んよ。

でつくるとすると、一体どんなものをつくるんですか。私がそっちに出したのは、今までの所得計算書として申告書につけたやつです。これは全建総連だとかいろいろなところも同じですよね。山林所得にしても、皆おたくの方で出しているんだから同じです、こういうのをつけなさいと。これよりもっと簡易になるんですか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回御提案している内容をちよつと整理して御説明申し上げることをお

詣し願ひたいんでござりますけれども、まず、委員が最初おっしゃいました百二十条の四項の収支のいわば計算書、明細書でございますが、これは現在も確定申告書に事業所得者等にはお願いしております内容のものを法制化させていただくということ

とでございまして、現在のものより申告される方の負担が加わるという問題ではございません。それから五千万円以上の方にお願いしますものは、これは二百三十三条の三でございますけれども、確定申告をなさる方はもちろん確定申告を行なうべきでござります。

さるわなくてござりまするけれども、現在所得税法では、納付すべき税額がない場合は確定申告の義務がないわけでござります。俗な言葉で言えば赤字の方でござりますね、個人の場合。法人の場合には、赤字の場合でも確定申告の義務があるのでござりますけれども、個人はその義務はない。

回は、年間五千万円以上収入額がある方は、その収入金額を報告していくだくということをごいまして、その報告していただく内訳は、まず所得の種類は記帳の場合と同じでございまして、不動産所得、事業所得、山林所得、この合計が五千万円を超える人が確定申告をなさる場合は、確定申告

○政府委員(梅澤節男君) そこまでやらない。じゃ、ここまでやるんだというものは様式ができてるんですか、この程度でいいんだという様式が。今まではこういうのをつけなさいということだとたんだけれども、これのもっと簡単なやつでいいわけでしょう、今までつけてるのよりは。今までは強制じやないんだ、義務じやないんだよね。指導でつけさしております。

○政府委員(梅澤節男君) まず、その様式は大蔵省令で定めさせていただくことにしておるわけでございますけれども、今までお願いしているものよりも負担が重くなるような詳細な内容のものを予定いたしております。

それから総収入金額報告書の方は、先ほど申しましたように、所得ごとの収入金額の合計額だけでございます。

○丸谷金保君 それで、問題は、そういうことで簡単なにしておりますが、しかし實際には今一度、通則法の百六十六条と関連してくるんです。そうすると、赤字のあれは出さなくともいいが、確定申告は、それは税がないんだから申告しないけれども、報告だけはなさいということになるでしょう。収入はありました、だけど赤字ですということだけは。確定申告書は確かに税がないんだから出さなくていいけれども、収支の計算書は出さなきゃならないことになるわね、五千円以上あれば。要らないですか、全然。ちょっとそこのところはつきりしてください。

○政府委員(梅澤節男君) 先ほど私の説明があるのは不行き届きであつたかと思いますけれども、先ほど御説明申し上げましたように、今回御提案申し上げております二百三十二条の三でございまが、総収入金額報告書、不動産所得、事業所得報告していただく。内訳の細々したもの、つまり収支の明細みたいなものの報告を求めているわけではないわけでございます。この点はひとつ誤解のないように御理解願いたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) まず、その様式は大蔵省令で定めさせていただくことにしておるわけでございますけれども、今までお願いしているものよりも負担が重くなるような詳細な内容のものを予定いたしておりません。

それから総収入金額報告書の方は、先ほど申しましたように、所得ごとの収入金額の合計額だけでございます。

○丸谷金保君 それで、問題は、そういうことで簡単なにしておりますが、しかし実際には今一度、通則法の百六十二条と関連してくるんです。そうすると、赤字のあれは出さなくともいいが、確定申告は、それは税がないんだから申告しないけれど、支行銀行は

れども、華靡だけはしないということになるでしょう。収入はありました、だけど赤字ですといふことだけは。確定申告書は確かに税がないんだから出さなくていいけれども、収支の計算書は出さなきゃならないことになるわね、五千万円以降もいざ。思つぱいで一ヶ月を暮す。うまい。

○政府委員 梅澤節男君) 先ほど私の説明がある
いは不行き届きであつたかと思ひますけれども、
先ほど御説明申し上げましたように、今回御提案
申し上げております二百三十一條の三でございま
すが、総収入金額報告書、不動産所得、事業所得
のところはつきりしてください。

もしくは山林所得を生ずる方々でございますけれども、ここで求めております報告の内容は総収入金額でございまして、例えば事業所得なら事業所得の収支の明細の報告を求めているわけではないわけでございます。

○丸谷金保君 そうすると、総収人は一億ありますけれども、ここで求めております報告の内容は総収入金額でございまして、例えは事業所得なら事業所得だけがされるためにゼロだけ申告するということもありますね。

問題は、ここでこういうことが起きるんです。そうすると、たくさん収入はあつたけれども税金を払わぬ連中のところへは積もりとて調査に行くでしよう、まずわ。そうすると、冗談じゃないでござることで裁判が起きる可能性もあるんだよ。このときに今度はこういう問題がたくさん起きてくると思うんだ。収入はあるけれども税は払わないでどうしたことでそういうところから取ると。そうした場合に、今度は、国税通則法でもつて遅滞なく事実を具体的に主張しないと、こういうことがありますわね。そうすると、先ほど私が申し上げましたように、国税当局の方は、五年たってからでも修正申告でも何でもするんだ、恐らく裁判やつても負けぬと思つたら。自分の方は全然期間内だろうが何だろうがあれして、片方の原告の方には遅滞なく反論しなさいというふうなことで、非常にその格差がひど過ぎるんじやないか。被告である国側の方はいつでも新しくどんどん調べて、何年たつたつてやれるんだよ。片方は一遍きりだ。そうなつたときに一体どうなるのか。私はここに実はそうした今係争中の案件の訴訟関係の写しを持ってきたんですね。これは名前だとそういうのは差し控えますけれども、おたくの方の調査で、僕らこれを見て、こんなことがまかり通つて裁判になつてゐるのかと思うようなのがあるんですよ。

番号四の八月十二日に、アートコーヒーほか五万八千二百五十八円、これらが経費として認められないということで否認されているんです。いいですか。コーヒー代が五万八千二百五十八円もかかるわけないからね、まず普通常識的に。ほかの方が多いんですよ。それをおたくの方は自身がわからないのに経費否認をしているわけさ。こういうのはこの資料の中でも枚挙にいとまがないんです。こんな遅延なく主張するという気になつたって主張できませんよ。

昭和五十三年三月二十三日、東方会館ほか十八万四千七百二十四円、こういうふうに指定されています。

こういう具体的な問題に入つて実はやろうと思つたんだけれども全然時間がないんです。

それで、問題点として、通則法の二十三条で、あれでしよう、更正の請求をやつた。税額をたくさん間違つて納めたから早く返してくれと。その場合、申告書の決定あるいは更正すべき理由がない旨を通知することになつていますね。ところが、これは返す期限がないんですよね。要するに請求をせいと言う方は一年以内と言つております。一年以内でなければだめですよと。ところが、それを請求された場合に何年たつて返してもいいことになつているんだよ。しかもこれには返すときには利息がつかない。もう実に矛盾した問題が、国税通則法の百十六条を中心にして、この問題が、弁連の参考人が話したように、今度裁判官の手をいっぱい持っているんで、それについて次の機会にします。今ただ一つの事案、これは現に係属中の訴訟事件の事案ですが、こういう問題についてひとつ明快な答弁をお聞きしたい。

きょうはもうそういうことで時間がございませんので、鈴木さんの方にお譲りしたいと思いま

を私は多くの国民が望んでいます。所見を伺わせてください。

○國務大臣(竹下登君) まず、私は、税に対する考

え方といたしまして、この私自身のかねての考

え方でございますが、いわゆる負担感というものは、義務であるから皆さんが喜んで納めていただ

くのがこれは当然でございますが、負担感とい

うのはある程度あつた方がいいという考え方を持

ております。それは一つは、重税感というよりも、ある意味においては痛税感みたいなものでは

ないか。したがって、先ほど逆進性の強い間接税

において脱税が少なかつたり、それから選択の

自由があつたり、そういう点のある税制であると

思ひます。そうして今おっしゃった逆進性も確かにござります。しかし、えてして、この間接税と

いうものに大きく依存した場合に慣れると、痛税

感を失つて、物価の中に転嫁されてしまうわけで

から、したがつて歳出に対する厳しさというよ

うなものがなくなつて、少し言ひ過ぎかもしれないが、先進国病みたいなことになる一つの要因

ではないか。だから、ある程度痛税感あるいは負

担感といふものはあって初めて、税の使い方に対

する監視の眼というものがお互いにできてくるで

ないかと、こういう自己認識を一つは持つております。

それから全体的な政治不信等についての問題で

ござりますが、確かに政権党でございます。が、私は、日本人の知識水準といふものは、それこそ文盲率の低さからしても、高校進学率からしても、すべてで世界一の民族だと思つております。事はどうぞようく知識水準の高い民族に対しては、新しいリーダーのあり方としては、このようにしたい、皆さんついてきてください、これが一番危険じゃないか。むしろ国民の意思が那辺にあるかというそのコンセンサスをどうして探し出すかと

いう、これが新しいリーダーシップの一つじゃなく、こういう考え方を持つております。したがつて、極度に厳しい財政状態の中での財政の方

途を模索していくことになると、それこそ仮定計算とかそういうのをお出しして、要調整額等をお示しして、それが国会の議論の場を通じ

国民にじわじわとその議論が浸透していく、そして、なれば負担するも国民、受益者も国民でござりますから、そこで初めてこの財政再建の方途といふのが見つかるものではないだろうか。昔そうであつたかどうかは知りませんが、おれについてこいと、こういうよ

うな時代ではないようになつたんじやないか。これはある意味において私思いますが、自由民主党

というのが百点満点の政党でもないのに長らく政

権を担当してきたというのは、案外、野党の皆さ

ん方の主張を一年おくれあるいは三年おくれぐら

いで先取りする、そういう柔軟さというものがあ

つたから続いてきたんじゃない。こういう評価

も私ながらしております。確かにこうしたことで

要調整額は埋めたい、それを出す以前の、国民の

皆さん、これだけのものがかかります、受益者も

国民、負担するもまた国民、どの組み合わせでや

りましようか、そういう問い合わせをしておるとい

うのが、今の私どもの政治姿勢ではなかろうかな

と、そういうふうな感じがしてあります。

それから不公平税制の問題でございますが、確

かに自分だけ——不公平といふものは自己中心に

よつて、主觀によつてそれぞれ異なるものでござ

ります。したがつて、その不公平感といふのはだ

れしも持つておりますが、今御指摘になりました個別の問題については、それぞれ税調答申等においても引き続き検討の課題、利子配当課税なんてまさにそうであります。そして可能な限り夏ごろまで結論を出せといふことも言われております。したがつて、主税局長にお尋ねしますが、それからもう一つは、主税局長にお尋ねしますが、この問題についても、非常に暗いところではあります。今も大臣とのやりとりの中で、五十六年の十月の総理府と国税庁が一緒にやつたあの調査の結果の評価といふものはどういうふうに受けとめているのか聞かしてください。この二つ。

しては、これから最大限の努力をまた続けてまいりたいと思つております。

(理事岩崎純三君退席、委員長着席)

それから教育の問題でございます。国税の仕事

というのはまさに人にございまして、人材の確保、その養成ということに私ども最大の重点を置いてやつてあるわけございまして、税務大学校におきます基礎的な各種の授業その他充実、さらには一般の職場におきます研修、そういうものにつきましては、予算の許す限りにおいてこれからも格段の努力をしてまいりたいというふうに考

えております。

それから相談事務の問題でございますが、これにつきましては、さらにこれからの行政サービス

の向上という意味合いから、相談室の内容の充実、特に有能な人材を相談室に配置していくとい

うような面にも配意して、相談事務の充実を図つていただきたいと考えております。

それから建物の面でございますが、これはかな

り狭隘な床舎もふえてまいりてきているわけでございまして、これにつきましては、関係方面的の理

解を得まして、逐次充実をいたしておるわけ

でございまして、ちょっと手元に数字……

○鈴木和美君 概略で。

○政府委員(岸田俊輔君) 現実に建物の増改築と

いうのもも充実させるようになつたと同時に、既存の建物の中のいろいろな模様がえととか、

その他の工夫によりまして、職場を明るくし、かつ行政サービスが向上できるような環境づくりをいたしたいと考へております。

○政府委員(梅澤節男君) これは、ただいま大臣の答弁にもあつたわけでござりますけれども、ま

ず、率直に申し上げまして、この総理府の世論調査を採用いたしまして感じましたことは、税金に

対する関心あるいは意識というのは、私ども税制に携わっている者の予想以上に関心が高いという

点がまず第一点でござります。

それから第二点は、負担感でござりますけれども、ある程度の負担を感じるというのとは、特に所

得税についてこの割合が高いということは、これは非常に重税感であるということになると問題でございましょうけれども、ある程度負担感を感じるというのは、市民の意識としては健全な証拠であるということをございますけれども、この辺は常に注意して見ていかなければならない一つのポイントであろうと思います。

それからもう一つは不公平感が非常に強い、これは文字どおり不公平感でございますので、それと客観的事実ということとはまた別でございます。ようけれども、私ども税制担当者いたしましては、そういう心理的な意識として不公平感が高いということは、これは非常に重要なことを意味しておりますのであろうというふうに感せざるを得ないわけでございます。

りますのも、それから税制調査会の十一月の答申にも触れておりますのも、我が国の所得税制において特徴的なことは、納税者の九割以上がサラリーマンであり、かつその大部分の人が年末調整による源泉徴収で税務が完結してしまって、こういったグループと、事業所得者等を中心とした申告所得者の納税義務者との間に何となくわだかまりがある、それはあるいは不公平感という言葉で置きができますけれども、そういった不公平感といふものが事実存在するということは、これは注目しなければならないわけでございまして、そういうものを今後解消していく努力、それは制度面の努力でもありますし、執行面の努力でもありますし、もう一つは、これは国税庁を中心にして毎日努力をいたしておるわけでございますけれども、いろんな税務の指導、それから正しい広報活動、そういうものを通じて解消していく、かないと、基幹税である所得税に対する不公平感、不信感が、ひいては税制なり社会制度一般に対する不信心につながる。その意味で私ども国の中でも非常に重要な仕事をさせていただいているという責任を痛感するわけでございます。

に気になるのは、確かにこの調査をやられた努力というものは多とするし、ある程度、二千何名かですから、必ずしも全体に及んでいるかといふことはよくわかりませんで、そういう問題点はあるとは思うんですが、今回、税務環境の整備というような問題が飛び出してきたその主なる背景、原因を見ると、どうもこの調査が根っこになつて、そのところが軸になつて今回の納税環境の整備、つまり通則法の問題が出てきたというよう思われるんですが、それは違うんですか、全く別な角度からですか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の納税環境の整備の問題は、昨年十一月の税制調査会の答申に具体的な方向づけをいただいたわけでござりますけれども、その前の昭和五十五年の中期答申におきましても、所得税制の見直し、つまり負担のあり方の問題とともに、所得の捕捉をめぐる不公平感の解消という観点が、今後の所得税制を検討する場合の大きな主眼点であるという指摘もいただいておるわけでございます。五十五年の答申は、要するに、その前三年間の税制調査会の審議の過程の集積ということでございますから、時系列的に見ていただきましても、この総理府の世論調査と、今回御提案申し上げております政府の税制調査会の答申を基礎といたしました納税環境整備の問題、これは直接の関係はないわけでございます。

○鈴木和美君 主税局長、よくわからないんです、今の答弁。この調査というものが全然無視されることは言いませんけれども、そういうことを軸にして今回提案に及んだというのではないんだという答弁ですか。

○政府委員(梅澤節男君) 今回御提案申し上げております納税環境の整備のための布石となつた世論調査であるかというふうな御指摘と承つたものでござりますから、そういう直接的な関係はございませんということをお答え申し上げたわけでございます。

○鈴木和美君 参考にしているというふうに見てもいいですか。

○政府委員(梅澤節男君) 政府の税制調査会は、各委員の方々の御討議、御議論の結果集約されるわけでございまして、この世論調査そのものを税制調査会の審議の資料として提出したという事実はございません。ただ、この世論調査も含めまして、各界各層の委員の方が御参加になっておるわけでございますから、それぞれいろいろな角度から日ごろ税制に対して意見をお持ちでございましょうから、こういった世論調査を怠りに置きながら議論に参加なさった委員もあるはいらつしやるかとは存じますけれども、政府といたしまして、この世論調査を中心にして税制調査会で議論してもらつたということはございません。

○鈴木和美君 そうしますと、今回のこの通則法の改正というものはどういう意味で出されたのか、本当によくわからないんですよ、私も。つまり、今まで述べてきたことを総括的に私が述べれば、いろんな調査の中でも、また調査をしないまでも、私も現に個人的にいわゆる法人と言われるところの個々個々の事例の中で、奥さんと一緒に御飯食べても経費で落としてみたり、それからガソリンも息子と一緒に会社で落としてみたりなんかいうことを現に私だって見てることあるんですよ、そういうことはね。けれども、そういう個々個々の実態はあるんでしうけれども、全体としては今まで零細な企業の人たちが本当に記帳に対しても大変なことをやっているのに、今回一挙にこのことをこの法律で、PRもなしに教育もなくして宣伝もなしに一挙にこの法律でやっていくというふうに、私はそういう方法、手法よりも、つまり納税者に負担をかけるというよりも、徴税側の方がもう少し皆さんに納得できるような方法を講じてほしいという観点から、税務職員の増加というものを何回か主張してきたんですよ。

ところが、そのことがいろんな事情でできないというもののだから、逆にこのことを出して、つまり自分たちの徴税側の不備の点を納税者側に責任転嫁してしまうというところに私は大きな問題が

あるような気がしてならないんですね。なぜならば、不公平を是正するのにどうしたらいいかというこの問い合わせに対しても、正しい申告のための対策ということと、この調査の中で一番圧倒的な数字を示しているのは、脱税者に罰則を重くした方がいいというものが八三%の答えでしよう。こういうことが現実にあるわけですね。だから、そういうようなことを背景にしながら、つまりこれから罰則規定はまだ一挙にはつけられないけれども、自分たちの、不備な点を何としても納税者側に転嫁するというような考え方、背景というものがありありと私は見えるんです。そういうふうに私は受け取っていますが、間違いますか。

○政府委員(梅澤節男君) これはぜひ御理解を賜りたいわけでござりますけれども、たびたび税制調査会の答申を引用させていただくわけでございます。五十五年の答申におきましても、申告納税制度の公平な課税を実現するためには、もとより執行面での努力、これは大事であるということでございまして、これは国税庁の五万の税務職員が毎日鋭意努力をおるわけでございまして、私どもその執行面の努力をおろそかにするという気持ちは毛頭ないわけでございますが、同時に、制度面で過去三十年以上にわたりますこの申告納税制度の定着の歴史を振り返りながら、現時点におきまして制度面でこれを補強していくことも、必要と認められるところがあればこれを手直ししていくべきではないかという観点に立ちまして、今回の納税環境の整備をめぐって税制調査会で足かけ二年ぐらいの研究、検討作業の結果、今回その中で当面制度化していただきたい、お願いしたい点につきまして、今回御提案申し上げているわけでございまして、執行面での努力をおろそかにして、制度面で一方的にこれを強化していくというふうな考え方に基づくものではないということをぜひ御理解を賜りたいと思うわけでございます。

○鈴木和義君 国税庁でもいいですし主税でも結構ですが、多少事務的になりますが、法人税だけ

8

○政府委員(渡辺幸則君) 法人税の実調率は現在で結構ですが、昭和五十一年から五十六年までの間に実調率はどういうことになつてありますか。

味で、私はぜひ委員の皆さんにもお願いを申し上げたいんですが、いろんな中で確定申告書に添付する書面については、小零細業者に過酷な負担とならないよう丁滑な運営を図るということを十分踏まえてやつていただきたいと思うんです。もちろん衆議院でもいろいろ議論がありましたから、附帯決議のことにつきましては、また理事会で御相談をしていただきたいと思いますが、十分そのことを踏まえてやつていただきたいと思いますが、いかがですか。

定でございまして、立証責任の転換を図るといふ観点から、税務訴訟において原告となるべき納税者の訴訟上の地位を危うくするというような内容のものではないということを御理解賜りたいと願います。

最後の点の御指摘につきましては国税庁の方から御答弁申し上げます。

○政府委員 渡辺幸則君 最後の申告書の添付書面の件でございますが、私どもはこの制度が導入されました既には、単に添付書面にとどまらず、記録全文につきましては、これより各課の差置契約によつて、

判官でもありませんから、細かいことはわかりませんけれども、金体として見たときに、納税環境の整備とはいながら、そもそも一緒にして税額を取り込もうということしか私、今のところわかりません。しかし、そのことも必要だといふことが、片っ方、調査では出ているんですから、なるべく納得すべくのようやるようにしていただきます。

さて、大臣がおりませんので、私は主税局長で、支局長の方による、ちょっと申し切って、

○鈴木和美君 私、この点は通告しておかなつたですから申しわけないので、私の手元の資料を見れば、五十一年は大体七・五%，五十二年で七・九%，五十三年度で九・五%，五十四年で一〇・四%，五十五で一〇%，五十六年で一〇・四%という数字を私は把握しているのです。ところが、この実態たるや、なるほど実調率はペーセンテージでは高くなっていますけれども、この実調の実態に、もう一つ、私が目につく限りの

りたいわけでございますが、今回御提案申し上げております納税環境の整備に関連いたします、所 得税法なり法人税法並びに国税通則法の改正でござりますが、これの改正によりまして、推計課税 なり立証責任の現行の制度そのものに実質的な変 更を加えるというものでは毛頭ないということで ございます。

推計課税につきましては、御案内のとおり、正 確な口数によるべきで、色々と算定によって計算され

状況に即しまして運営をしてまるつもりでござります。今回の改正は、所得三百万を超える人たちを対象といたすわけでござりますし、そういう方々は、おおむね多數の方々は今まで何かの記帳はされておったでございましょうし、また今回の記帳に当たりましても、いろいろ負担になるようなことはないと存ずるわけでござりますが、中にはおっしゃいましたように零細、中小の方をお

別な点をお尋ね申し上げたいと思います。
今回の所得税の改正に基づきまして、税率区分表が十九から十五になつたと思うんです。これを見ることでどうも不思議に感じてならないのは、かつて給与所得控除は頭打ちがございましたね。現在は一千万超の部分について五%程度必要経費扱いとして今回採用しているようですが、非常に不合理だと思うんですが、この点につ

詫のむかしのものは、未が矢してし隣には未
いっては、時間を短くしてただやつてゐるといふだ
けにすぎないんです。何かそういう意味では税の
完全な捕獲というものが今行われてない私はず
言うていいと思うんです。そこで、そういう実態
であるから、どうしてもその定員不足をこういう
ことで補おうということで私は出てきたんだとし
か見ざるを得ないんですよ。

確な書類がない場合は、税務官署として合理的な所得を追求する手段として法律上推計課税の法的根拠を与えておるわけでございますけれども、これは判例にも明示されておりますように、そういうものがない場合には実額課税を行るべきであるということは基本的な考え方としてあるわけでございます。したがいまして、今回記帳義務等をお願いしておりますが、その考え方方に変更

場合には、業種の実態に即しまして、強力的な運営、それから指導的な運営ということを考えていいきたいと思うわけでございます。制度の導入の初めに当たりましては、とかく不慣れでございますので、書き間違いとか見損じとかということもあるわけでございましょうが、私たちも税務当局としては、そういうものを一々とがめ立てをするとい

○政府委員(梅澤節男君) 紿与所得控除につきましては、御指摘のとおり、かつていわゆる頭打ち制度がございました。この頭打ちの制度は昭和四十九年の改正によりまして実は撤廃されたわけですが、そのときの基本的な考え方でございますが、そのときの基本的な考え方は、給与所得控除は、昨日來當委員会でも御議論ございましたように、基本的には経費の概算控除

そこで、後ほどまた丸谷先生からもいろいろお話をありますから、私は結論だけこの件について述べておきますが、私は、どんなにあなた方が強弁し主張なさっても、今回の受け取り方としては、現在よりも容易に推計課税ができる法的根拠を得たいことが一つですね。それから二番目は推計課税の範囲を広げたい。三番目は訴訟の優位性を確保したいということに尽きたと思うんです。私はこれだけのことでは反対です。つまり、もう少し時間をかけた、そして零細な人たちが本当に納得して納税に協力してもらうようなそういう態度をとるべきだと思うんです。その意

はないわけでございます。つまり、この制度によつて推計課税が強化されるという法的地位を与へられるということでは毛頭ございませんので、そ
の点がまず第一点でございます。

それから立証責任の問題でございますが、これも我が国の判例上、立証責任は租税債権者たる課税局にあるということで現在も運営されておりま
すし、税制調査会等の議論におきましても、これ
は今後の判例、学説の展開にまつ問題であるとし
ても、今にわかにこれを制度的に変更すべきでは
ないということで、今回提案申し上げております
国税通則法百十六条の改正も訴訟指揮に関する規

うような態度では臨まない、努めて温かく指導しで申し上げるという態度で臨むようにならしたいと存じておるわけでございます。
○鈴木和義君 その答弁でも私は不満です。それで意見だけ述べておきます。

であるとともに、勤労所得の他の所得との負担の調整と租税力を勘案するといった要素も入っています。勤務に伴う経費というのは、結局、収入がふえます場合に、その収入のふえ方に応じて何がしかふえていくという性質のものであるという観点から、四十九年いわゆる青天井と申しますか、頭打うちの制度は撤廃されたわけでございます。五十七年の家計調査によりまして、これもたびたび引用させていただいているわけでございますが、各収入階級別の家計費の費目の中から該当の費目を抽出しまして、収入に対するいわゆる経費的なな

の、これは勤労世帯でございますが、それを集計いたしますと、収入階層によつてばらつきはあるわけでござりますけれども、比較的に各収入階級ともその収入に対する経費の割合というのは、大局観察でございますが、かなり比例的でござります。したがいまして、収入が多くなると、ある一定のところで控除を打ち切るというものは、給与所得控除の概算経費的な性格というものを考えるならば、四十九年の改正の觀点は正しかつたのではないかということとございまして、現在の税制調査会の答申の中でも、そういう頭打ちの意見はあるけれども、勤務に伴う経費というものは収入が上がるに従つて何がしかふえるという觀点から見て、頭打ちは適當でないというふうな考え方方に現在は変わつてきておるわけでございます。

ただ、御承知のように、現在の我が国の給与所得控除の体系は、ただいま委員がおっしゃいましたように、四〇%から、最高といいますか、収入一千円以上に適用されます五%まで、五段階控除率が遞減いたしております。したがいまして、平均的に見ますと、大体給与収入に対しても三割ぐらいが控除されている結果になりますが、年収二千五百万ぐらいのところでござりますと控除率が三五%でございます。ところが、収入が一千万から二千万のところになりますと二割以下に遞減していくという格好でございまして、必ずしも今の給与所得控除の体系が高収入の人非常に有利になつてゐるということではないのではないかということが私どもの考え方でございます。

○鈴木和美君　今度の税率の見直しを見てみますと、私の当委員会での議論の経過をずっと見てみると、今回の税率の改定については理論的根柢が薄弱のように思えるんですよ。なぜかと言ふと、高額所得者の税率の問題の議論というのは、相も変わらずグリーンカードの導入のときから論議されているわけですね。そしてグリーンカードといふものが、資産の保有状態を把握するといふことでは一番いい制度だ、しかしそういうこととなれば、最高の税率を考えなきやならぬのじやない

いだらうかという、私はこういう二つの兼ね合わ
せの中で議論がずっと進んできたと思ってるん
ですよ。ところが、グリーンカードは三年も先に
延ばされるというような状況の中で、今回のカー
ドを見てみると、高額所得者の方に優遇されち
ゃって、本当に議論すべき減税のところの部分と
いうのは何にも手当てされていないということ
が、今回表から見て私は明らかだと思うのです。
なぜこういうふうになっちゃったのか、もう一度
お聞かせいただきたいと思うのです。

○政府委員(梅澤節男君) 我が國の所得税の最高
税率現行七五%，改正後七〇%多でございますが、
この七五%の水準が今日先進諸國の所得税制を見
ましても非常に高い水準にある、しかも累進構造
が非常に急であるという議論は從来からございま
して、その場合に、この最高税率の見直しとの関
連で、ただいま委員がおっしゃいましたように、
グリーンカード制度によつて利子配当課税が総合
課税になる場合には、なおさらこの限界税率は高
過ぎるという関連で議論されたこと、これは事実
でございます。

ただ、今回の最高税率の引き下げの考え方方は、
これも税制調査会の答申にも書いてござりますけ
れども、現在の七五%というブレケットあるいは
税率水準は実は昭和四十五年から放置されておる
わけでございます。ちなみに限界税率六〇%、所
得で申しますと四千万円超の部分は、昭和四十五
年から今日まで、その間下の方は累次に何回か直
しがあったわけでございますけれども、そのまま
まに放置されておる。したがいまして、累進構造
が非常に急になつておる一因にもそこがなつてお
るわけでございます。

そういった観点から、今回、しかも諸外国と比
べて非常に高い水準にあるという専らその觀点
で、今回はある程度引き下げる必要があるといつ
て税調答申が昨年の秋まとめまして、それに伴
いまして、今回五%引き下げるという御提案を由
し上げておるわけでございますが、それに関連し
て二点ほど補足をさせていただきたいと思うわけ

一つは、グリーンカード問題をめぐる利子配当税の問題でござりますけれども、これは本年の夏ごろまでに結論を得べく税制調査会でも検討す
る必要があるということとされておりまして、利子配当課税の問題は、残念ながら五十九年度の税制改正までに成案を得るに至らなかつたわけでござりますけれども、グリーンカードの問題も含めまして、これは早い機会に結論を得て、また立法府の方に御提案申し上げる段取りにしなければならないと私ども考えております。

それからもう一点でございますけれども、最高税率を七五から七〇に引き下げるのことといたしておられますけれども、現在、住民税と所得税との関係で賦課制限という制度がございます。現行の制度はこの賦課制限が八〇%でございますが、今回これを七八%に下げております。したがいまして、賦課制限を受けるような高額の所得者の場合は、所得税は限界税率で五%の減税になりますけれども、実際はこのうち二%がネットの負担額減になりまして、三分%は住民税の方でふえる。そういうことでもございしますので、そういった観点もぜひ含めて御理解を賜りたいと思うわけでござります。

○鈴木和美君 私の持ち時間が十三分までだそうですので、時間がございませんし、直間比率の問題や、これから財政展望の問題や、課税所得ベースで見ると五百円の人が相変わらず一%増税ですね、こんなばかげたことはないんだあって、大変議論をもつと進めてやいかねと想うんで、その他の見ても非常に悪らつな法案であることに反対の意を表明して、その質問の時間が少ないので、大変満足を述べて、質問を終わります。

○丸谷金保君 冒頭に御質問いたしておきましたが、とにかく私は今回のこの納税環境の整備や、その他の見ても非常に悪らつな法案であることに、一応委員長に対する所得税法等といふ「等」の問題につきまして文書をちょうだいいたしましたので、一応委員長の御努力を了としてこの文書の趣については了解いたしました。

ただ、その中身になりますと問題点がいろいろございます。特に「甲法に対しC法部分を削る修正案」云々ということにつきましては、持ち帰りまして、党の竹田理事さん以下国対とも相談して、今後のそうした処置について検討してもらおきたいと思っております。

○塩出啓典君 それでは、法案の審議に入ります前に、先般の中期答申等を含めて、今回の法案改正に対する大蔵省の基本的な見解を二、三承っておきたいと思います。

税制調査会の中期答申には、負担の急激な増加やひずみをもたらさないよう、社会経済情勢の変化に対応して数年に一度は適宜その見直しを行ふ必要があると、こういうことでございますが、この点をどう受けとめておるのか、見直しの内容はどういうことか。いわゆる物価調整減税のようなものを定常的にやれという意見もあるわけですが、それでも、そういう点も考えておるのかどうか、今後の問題として承っておきます。

○政府委員(梅澤節男君) ただいま委員が御指摘になりました税制調査会の答申のこのくだりは、そういうふうに具体的に将来物価調整減税とかあるいはインデクセーションというふうな具体的な見直しの考え方を前提にして指摘されている問題でございませんで、むしろごく一般的に、所得税制は御案内のとおり名目所得に対し累進税率構造で税負担を求めるものでございますから、特に名目所得等が激しく上昇するような場合には次のブロックに移るということで納税者の負担の累増感が非常に強くなる傾向がございます。同時に、それを長く放置しておきますとどうしても負担にゆがみが生じてくる。したがいまして、今回の税制調査会では、数年に一度そういう物価の上昇等も勘案しながら絶えず見直すべきであるといふ、一般的な考え方が述べられておるといふように私どもは受け取っておるわけでございます。

○塩出啓典君 本委員会の答弁におきましても、六年間の税制、所得税法を動かさなかつたため、中堅所得者層を中心に負担の累増感が高まつ

ている、それと多人数世帯における生活のゆとりが独身者に比べて相対的に少ない、こういうようない点が顕著になってきたために今回の改正に及んだように私は理解しているわけでございますが、中堅所得者層を中心負担の累増感が高まっているとか、多人数世帯のゆとりが少ないという、こういうのは、何かそういう客観的なデータといふか、そういうことはよく言われますけれども、もうちょっと税法を改正するにしては正確な理論的な根拠が必要じゃいかと思うんですが、その点はどう理解しております。

○政府委員(梅澤節男君) 背景となっております考え方には、今、委員がおっしゃったように、独身世帯とそうでない多人数世帯の問題、あるいはライフサイクルから考へて、ちょうど中堅所得者層と言われる階層が教育費等で負担がかかるといったふうなことが言われておりますし、そういう背景を受けとめてこういった考え方になっておるというふうにお受けとめ願つて結構であります。

ただ、今、委員がおっしゃいましたように、もう少し統計的に申しますが、きちんととしたデータを整理してそういうふうな結論を得たのかどうかというお尋ねだろうと思うわけでござりますが、これは十一月の答申をまとめていただく前にかなりの期間をかけて、経済学者とか財政学者とか、学者だけの作業委員会で家計調査を中心になりますの時間をかけて分析をしていただきました。その結果は、学問的にはある種の仮説に立つた統計処理でもござりますので、公表は差し控えるということになつておるわけでござりますけれども、その中におきましても、生活のゆとり感のようものを一応計量的に定義をされまして、そういった分析を行つた結果、世に言われておるようなことは、統計的にも何となくそういう傾向が出てきておるということを申し上げたいと思います。

○塙出啓典君 大蔵大臣にお尋ねしますが、私は中堅所得者層は教育費という問題があると思う

ですね。これはしかし税法はある意味では別の中題ではないかと思います。

それから独身者にゆとりがある。特にOLあつりが一番お金を持つていて、海外にもどんどん行っておる。これは一つには、月給はもらつても、部屋代はただし、食事代は親からもらつて、親には食費を入れないと、こういうような税法以外の要素があるんではないか。

したがつて、今回の税法改正に至るその基本となる今言つた二点の考え方については、科学的な根拠が非常に乏しい、もうちょっと慎重にやつておるというふうにお受けとめ願つて結構であります。

○塙出啓典君 私も認識として同じくする面はございます。確かに、独身貴族に熟年こじき、あるいは独身天国、熟年地獄とかというようなことがござりますけれども、これも言葉でございまして、現実は今おっしゃいましたように、親元から通つておる独身のOLと、田舎の方からこちらへ出かけて、ちゃんと下宿もして自炊もしてというのとの相違というのは、これは確かにござりますから、概念的に言われておる感じもないわけじゃございません。

それから教育費の問題は、税では非常に同じではない問題であるといふことも私も常日ごろ感じております。申し上げるまでもないことです、この教育減税の問題を議論するときにいつでも問題になるのは、進学しないでみずから働いて、その人は税金を納めている、一方はそれが控除になつてゐるという矛盾を感じます。ただ、大きいくらいまして、ちょうど子育て盛りあるいは進学、学齢期の子供を持つておるというような階層をその対象にして、それが少しでも優遇されるようになります。現実、プラケットを少なめたり、税率構造をなだらかにしたということになれば、結果として、総じては中堅所得層に厚い改正という

ことになつたではないかといふうな私は理解をいたしております。

○塙出啓典君

当委員会におきましても、いわゆる給与所得控除ということが十分かどうかという議論になつたわけですが、税制調査会は概算的に

比較した場合、これは比較にならないほど高いということは言えると思います。

○塙出啓典君

それから各國の税制を見ましても、概算控除と実額控除の選択を認めておるという国も御指摘のとおり、あるわけでござりますけれども、その場合においても、概算経費の控除を選択している方が多いという実情にもございます。

では、税制調査会の考え方では、給与所得控除に達しておるんであるならば、当委員会におきましても、同僚委員の質問に答えて、給与所得控除に比べればはるかに低い経費である、そういうことを述べるならば、いわゆる長年サラリーマンの必要経費を認めよという、こういう意見に対しましては、選択制にしても大半はいわゆる給与所得控除で、もうごくごく特定な人が確定申告をする、あるいはこの経費を認めるように申告を出す、このういうことになつて、税制としてはより公平になるとじやないかと思うんですが、そういう考えはないかどうか。

○政府委員(梅澤節男君) 紹与所得控除の現在の水準がかなりの水準にあるということは、これは税制調査会の答申にも指摘されております。これは必要経費の概算控除という観点から申し上げますと、現在平均的に収入に対する控除割合は大体三〇%でございまして、低収入の方へまいりますほど四〇%に近くなつていい。最低保障の方は実は一〇〇%の控除を受けているという格好になります。

一方、家計調査等で、勤労世帯のそういう家計調査の費目の中からそれらしき費目を洗い出しでみまして、おおむね一〇〇%程度の数字が出てくるわけでござります。そういう観点から、現在の給与所得控除はかなりの水準にあると

それから実際を見ましても、給与所得控除がそれだけの水準にあるわけでござりますから、実額控除を導入いたしますと、これは結局確定申告でお願いするということになりますと、現在の我が国の税務行政の実態等から見ましても、そういうことで、実額控除の導入については、これまでの税制調査会の考え方は極めて消極的であるわけでござります。

それから実際を見ましても、給与所得控除がその導入を議論することは、余り現実的ではないのではないかというふうに私どもは考えておるわけ同時に、税務行政側の手間の問題という点を考えますと、現時点におきまして、この実額控除制度の導入を議論することは、余り現実的ではないのではないかというふうに私どもは考えておるわけでござります。

○塙出啓典君 今回は刻みの数を非常に少なくしておるわけでございますが、税制調査会は、刻みの数が多いことが負担の累増感を強めていると書いてあるわけです。私は刻みの数が少なくなければ、今度は上がるときの上がり方が大きいわけで

すからむしろ刻みの数をふやして連続的な方がいるわけですね。私は刻みの数が少なくて、それで、経費の実額控除の問題でござりますけれども、これは各国の税制を見ましても、実額控除の数が多いことが負担の累増感を強めていると書いてあるわけですね。私は刻みの数が少なくて、それで、経費の実額控除の問題でござりますけれども、これは各国の税制を見ましても、実額控除の数が多いことが負担の累増感を強めないんじやないかと、そういう

う感じがするんですがね。この点はどうですかね。

○政府委員(梅澤節男君)　この刻みの数の議論

は、いろいろな見方があろうかと思うわけでござりますけれども、一般論として申し上げますと、

非常に刻みの数が多くて精緻にできておりまして、と、収入といいますか、所得の上昇に応じて、その所得の上昇の伸びよりも税負担の伸びの方が大

きくなるわけでございます、累進構造を持つておられますから。したがいまして、一般論として言えれば、刻みの数が精緻に組まれておればおるほど、それから所得なり収入の伸びが激しくあるほど、負担の累増感は高まる。これは否定できません。

く、かつ低所得者のところで非常に広い範囲で比例税率になっております。こういう税率構造でござりますと、どんどん賃金が上がっても税は比例的に上がつてしまりますから、そんなに累増感が起らない。

そういう形態が当然起りますが、しかし所得税というのは、累進構造を持った応能負担の税ということに特色があるわけで

ございますから、累進構造のない比例税率といふ考え方もございますけれども、累進税率を持つ限り、何らかの割合の数は足りてまいるわけでは

ざいまして、その辺のバランスをどこに求めるのか。ただ、今の十九という数は先進国の中を見て、いかにも多過ぎるということで、今回、その割合を告白請ト这么做なうことでございます。

○ 塩出啓典君 今回はなだらかな累進構造にする。こういう理由として、いわゆる所得の平準

化、それを一つの理由に挙げているわけですね。けれども、平準化ということ、なだらかな累進税を告ぐること、余り必然的な理由はな

いんじやないか。今回こういう財政難のときに、なだらかな累進構造にするということよりも、人間の心を考慮して、より体のカーブを右の方へ移動するというか、物価は上がつてゐるわけですが、それぞれの金額を上

上げるということで、最高税率などは今までどおり設けるべきではなかつたかと思うんですが、そりやうござつた。

の点はどこですか

○政府委員(梅澤鉄男君) 異議有る旨申す
か、所得税の所得の再配分機能というものが所得税
制の一つの大いな特徴であるわけでございまます

が、再配分機能あるいは租税力に応じた税負担といふ観点から見ますと、これは大局的な議論になら

りますけれども、所得格差の多い社会の構造のまゝでは、むしろ所得税率も累進税率も急であると

いうのが再配分機能が一番効果的に働くわけですが、我が国の場合、現在でも先進国の中ではあります。

所得の平準化が一番進んでおるというのは、これはOECDの報告等ではつきりいたしております

すし、同時に昭和三十年代から最近までこの所徳平準化というのが非常に進行いたしております。

これはジニ係数等の分析もあるわけでござりますが、端的に例えば総理府の勤労世帯の家計調査によると、収入の上位20%と下位20%の世帯を五分すると

の方と高収入の世帯の倍率比較でいきこむと、昭和三十年代は四・一倍ぐらいであつたわけでござり、「ミービ」今は二・五倍になつてゐる。これはつ

いりますが、今は二・五倍になつておる。これにクロのジニ係数でも平準化が進んでおるということが証されてゐるだけですが、そういつたことは

とか立証されておられないで、それが、この問題の背景には、必ずしも、何らかの構造的要因があることを背景に考えますと、現在の先進国の中でも急とされております累進構造を若干ながらかてするト

されであります。実現するに至るに當り、
いうものは、合理的なそれなりの根拠はあるのですが
はなかよしやうて考えておるわけでございま

○豊田啓典君 次に、今回の所得税法の改正の主な目的は何かでしたか。

で一番各地から反対の多いのは、記帳の義務化の問題、あるいは総収入金額報告書の提出の問題、

あるいは国税通則法の改正、こういう点、私たちのところにも非常にいろいろな反対の要望が出

れておるわけでござりますが、まず、所得税法百三十一条につきまして、事業所得等を有する者

の帳簿書類の備えつけの義務、こういう点は所轄
が大体三百万以上の白色申告者と、そのように

第五部 大蔵委員会会議録第八号 昭和五十九年三月三十日

方、青色申告の記帳義務、その記帳というものが、当初はかなり高度な複式簿記システムによる帳簿の備えつけと、そういうものがだんだん緩和されて、現金出納帳中心の簡単な帳簿を備えていれば資格が与えられると、このようになつておると理解をしておるわけでございます。

当委員会の御答弁でも、大体白色申告者の簡易帳簿よりもちよつと簡単な程度のものであると、

こういうことになりますと、そのあたりの差が非常にくなつて、そういう特典を認められていない白色申告書提出者に対して一定の帳簿の備えつけ義務を命ぜるだけの合理的な根拠があるのかどうか。この点はどうであります。

○政府委員(梅澤節男君) 現在の青色申告の帳簿記帳の内容でございますが、おっしゃるように、複式簿記に限りませんで、簡易簿記の方法によつても記帳をお願いするということをいたしております。

ただ、青色申告の簡易簿記の場合には、資産・負債の取引、損益取引、すべてを網羅的に記録していくだくということでござりますが、ただ、その場合に、複式簿記よりは簡単な手続であるといふ点でございます。

今回お願いいたしました記帳は、これもたびたび申し上げておりますように、取引は損益取引に限定するということでおざいまして、帳簿の種類から言いますと、現金出納帳とか売掛帳、買掛帳、そういうもの、固定資産台帳とか、そういうたぐいのものは一切今回の記帳の範囲の外にあるものでございまして日々の売り上げ、それから仕入れ等の取引を、しかも実情に即してなるべく簡単な方法で記録していただきたい内容のものでございますので、青色申告の簡易簿記の場合に比べまして、相当簡素化された内容のものを予定しておるわけでございます。

○塩出啓典君 私たちも課税の公平を期する上から、原則的には納稅環境を整備していくといふことは必要であると思ひますし、また税務の合理化から言えど、これは非常に原則的には推進しなけ

ればならぬと思うんでありますし、しかし、そういう悪質な人に對しては厳しくあっても、本当に善意の人が不当な権力に苦しむことのないよう、そういう点は十分配慮をしていかなければいけないんじやないかと思うんですがね。そういう点を私は強く要望をしておきたいと思います。

それから国税通則法の改正の問題につきましては、当委員会においていろいろ論議が行われておるところでございますが、一つは、先般の参考人の人も、司法界の意見を聞いてないじやないかと。それに対して、法務省には意見を聞いたと、いう大蔵当局の御答弁ですがね。こういうような問題は、例えば法制審議会あたりにかけてもうちよつと慎重にやつた方がよかつたんじゃないか。この点はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(梅澤節男君) これはむしろ法務省の政府委員がおりませんので、私どもの関知する範囲でお答えすることをお許し願いたいと思うわけでございます。

私どもは、そういう手続上の問題も含めて法務省当局と協議の上、今回の案をまとめさせていただいたわけでございますけれども、法務省の御判断として、本件については法制審議会にかける事案ではないという御判断があつたようございます。ただしわけではございませんけれども、法務省の御判断があつたようですが、そのあたりはどのように理解しておられますか。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねの件でございますが、今回の規定は、私どもが存じておる範囲内で申しますと、まず課税厅から課税の処分の根拠となつた事実というものを御説明をいたすわけですが、今回この規定は、不公平な気がするのですが、そのあたりはどういうふうに理解しておられますか。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねの件でございますが、今回の規定は、私どもが存じておる範囲内で申しますと、まず課税厅から課税の処分の根拠となつた事実というものを御説明をいたすわけですが、その説明をいたしました後で原告側、つまり納税者の側から証拠を出していただくということでおざいますが、その証拠を出していただく場合に遅滞なくお出しを願いたい、こうしたことでおざいます。その説明をいたしました後で原告側、つまり納税者の側から証拠を出していただくことになりまして異議の申し立てというふうなことになりますが、その証拠を出しても必ずしもその責任を問われないことがあります。

○塩出啓典君 今この点について私は率直に言つて、もうよつと慎重にした方がいいんじやないか。一つの税制というものはまだ法律を変えればいいというのではなく、国民の皆さんのコンセンサスというか理解がなければうまくいかないわけでありまして、そういう意味で急がば回れといふか、法務省がどうあらうとも、大蔵大臣としてもつと慎重にやるべきじゃないか。この点はどうですか、大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 確かに法制審議会、オ

ソドックスな立場から言えど、ねばならないものでなくとも、今塩出さんおっしゃったように、

わけでございます。

○塩出啓典君 今この点について私は率直に言つて、もうよつと慎重にした方がいいんじやないか。一つの税制というものはまだ法律を変えればいいというのではなく、国民の皆さんのコンセンサスというか理解がなければうまくいかないわけでありまして、そういう意味で急がば回れといふか、法務省がどうあらうとも、大蔵大臣と

しておるわけでございます。

○塩出啓典君 私たちも課税の公平を期する上から、原則的には納稅環境を整備していくといふことは必要であると思ひますし、また税務の合理化から言えど、これは非常に原則的には推進しなけ

れ慎重さからすれば、ねばならなくとも意見を聞くという姿勢があつた方がいいではないか、こういう御議論は私は素直にちようだして結構な議論だと思います。ただ、法務当局自身、言つてみれば、その方の専門家との打ち合わせも十分済んだ姿でございましたので御容赦をいただきたいと思います。

○塩出啓典君 この間参考人の方が言つておった

点で、課税厅の言い分が固定してから自分たちはその反論の資料を出しないと。ところが、一回出しちゃうと、もう後から出す証拠は採用されない

か。この点はどのようにお考えになりますか。

○政府委員(梅澤節男君) これはむしろ法務省の政府委員がおりませんので、私どもの関知する範囲でお答えすることをお許し願いたいと思うわけでございます。

私どもは、そういう手続上の問題も含めて法務省当局と協議の上、今回の案をまとめさせていたいたわけではございませんけれども、法務省の御判断として、本件については法制審議会にかける事案ではないという御判断があつたようございます。ただしわけではございませんけれども、法務省の御判断があつたようですが、そのあたりはどういうふうに理解しておられますか。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねの件でございま

すが、今回の規定は、不公平な気がするのですが、そのあたりはどういうふうに理解しておられますか。

○政府委員(渡辺幸則君) お尋ねの件でございま

すが、今回の規定は、不公平な気がするのですが、そのあたりはどういうふうに理解しておられますか。

ただ、全く課税厅が新しい事実を主張するといふ場合がないわけではないかと思いますが、そういう場合につきまして、納税者があくまでも遅滞なく証拠を出すことが無理だということであれば、これは恐らくはこの規定の一項のただし書きにござりますが、それは責らくはこの規定の理由がないといふことです。

そこで、その不服審査の段階におきまして、お互いに両当事者が相当議論をしておるということです。そこでございますので、訴訟の段階になりました。訴訟の建前では課税厅がいわゆる総額主義というあるわけでございます。そうしまして、現在の

訴訟の段階では課税厅がいわゆる総額主義という新規をすることもあるわけでございます。

これはだんだん調査の過程におきまして新しい事実というものが出てまいります。また

で、そういうことを申し上げることもございま

す。しかし、そういう事実につきまして不服審査の段階で議論しておることもございまして、まだ

議論していない場合におきましても、納税者の方々におかれましては、大体におきまして自己に有利な事実を御主張なさる。すなわち経費その他について御主張いたくわけござりますので、

経費の実額その他についての何かの証拠といふものをお持ちなんじやなかろうかということでござ

います。

ただ、全く課税厅が新しい事実を主張するといふ場合がないわけではないかと思いますが、そ

う場合につきまして、納税者があくまでも遅滞なく証拠を出すことが無理だということであれ

ば、これは恐らくはこの規定の一項のただし書きにござりますが、それは責らくはこの規定の理由がないといふことです。

となるのじやないかと思います。したがいまし

て、そういう場合には、納税者の方々が遅滞なく出さなくて必ずしもその責任を問われないとい

うことになるのではないかと私どもは思つておる

わけでございます。

○塩出啓典君 納稅環境の整備につきましては、臨調あるいは税制調査会等もいろいろ論議されてきたわけでございますが、その中で諸外国の例等から見て、記帳の義務化、そういう罰則を伴う記帳の義務化、それとも一つは拳詰責任の転換といふ、こういう点がかなり臨調等の意向としては

そういう線が強かつたよう思つてございま

すが、国民の中にもそういう方向を非常に心配している人もいるわけですが、大蔵省としては、将

来の方向としてはどう考えておられるのか、これを承

つておれます。

○政府委員(梅澤節男君) これは答申にも議論の経過が述べられておるわけでございますが、今委員がおっしゃいましたように、諸外国の法制では、まず記帳義務について何らかの罰則なり制裁が制度化されているのが一般でございます。それから立証責任につきましても、財政裁判所なり租税裁判所で、司法制度等を前提とはいたしておりますけれども、納税者側に立証責任を求めているのがこれも一般的な例でございます。したがつて、そういうものを踏まえて税制調査会の中でもいろいろ議論されましたけれども、まず記帳義務に対する罰則あるいは制裁の問題につきましては、現在の我が国の申告所得税におきましては青色申告の制度がございます。これは一定の特典を与えて獎勵的な制度として設けられておるわけでございますが、今回の記帳義務の制度はそういう制度と併存させる将来は青色制度の方へ移つていただくという制度配置にしようということをございますので、当面、今回の記帳義務に罰則でござりますので、立証責任につきましては、それを科するということはしないという結論になつたわけでござります。

それから立証責任の転換の問題でござりますが、これはむしろ訴訟の専門的な議論でござりますが、この問題は一税法で規定すべき問題ではなくて、今後の日本の行政訴訟におきましては、税制調査会の中でも、これは当面の御意見としては、立証責任の問題については、判例なり學説の展開の定着を待つて考えるべき問題ではないかということで、今回は、この立証責任の問題については、税制調査会の中でも、これは当面の問題で、以後対処してまいりたいと考えておるわけでございます。

○塩田啓典君 大蔵大臣にこの問題につきましては、最後に要望しておきたいわけでございますが、いろいろ諸外国の例はあるにしても、日本には日本

のまた行き方があると思うんですね。そういう意味で今回記帳の義務化についての罰則を設けなかったのも、これは一つの行き方でありますけれども、そういうものがちゃんと行われないと、またある意味での不公平が出てくる場合もありますね。責色申告が普及するように、あるいはまたこの記帳の義務化というものがちゃんと守られて、そうして正しい納税が行われるように、そういう議論になりましていわゆる実調率を高めていく、現地へ調査に行くということは、一つはこれが一番大きな指導にもなるわけですから、そういうふうな形でひとつ正しい納税制度が普及していくよう、権力によるんではなくて、そういう思想を徹底していくと、こういう点に私は努力をしていただきたい。余り軽々しく法律で罰則を設けて性急にやると、いうことは慎重にすべきである、この点についての御意見を承っておきます。

○國務大臣(竹下登君) 今の塙出さんの考え方というのは、徴税、課税という形でなく、すべて納税者、タックスペイヤーの立場に立った場合、例えば実調率を上げるということも、これは言つてみれば最も適切な指導の機会とむしろこれをとらえるべきだ、そしてPR、教育、指導、すべてトドからの権力でなくして、タックスペイヤーのサイドに立っての考え方で物を進めていくべきだといふのは、私はあるべき姿であるというふうに自覚しております。

○塙出啓典君 次に、今まで委員会でもたびたび論議された不公平という点についてお尋ねをしたいと思います。

公平があるといふ意見は高いわけでござりますが、しかしどういう点に不公平があるかといいますと、それぞれ違ひがあるわけでありまして、サラリーマンはいわゆるクロヨンという点に不公平があるといふ意見は、所得の非常に低い、高い、そういう点、あるいは脱税がある、あるいは政策的に優遇税制がある、そういう点で不公平を感じておる。同じ不公平だと感ずる中身もそれぞれ人によって違うわけですね。しかし私は税の不公平といふものがいろんなそういう所も制限の面にも非常に影響して、不公平といふもの今までますます拡大していくんではないか。そういう意味から税の公平ということはこれは本当に大事な問題で、真剣に取り組んでいかなければならぬと思います。

漏れの税額十二億九千七百万円を追徴いたしたわけでございます。

特徴的なことといたしましては、高額資産を取得しているにもかかわらず所得が一千万円未満の方々が相当あつたということでございます。

○塩出齊典君 国税庁としては、そういうのは一律は一罰百戒というか、そういうような意味もあってそういう発表もされると思うんですけれども、そういう記事を見ますと、かなり不公平がまだ残っているんだな、税務署のそういう調査というのは、まじめなサラリーマンから見れば、まだまだ抜けているところがたくさんあるんだないという、そういう感じがするんですが、そのあたりはどうなんですか。実際ある程度の調査でどうもおかしいなというところをやっているわけですかれどもね。

○政府委員(渡辺幸策君) この調査につきましても、ほかの調査と同様でございますが、私どもで資料を収集しまして、いろんな角度からこれは相当多額の申告漏れがあるのではないかと思われるような方々につきまして実地調査をいたしたわけでございます。調査の前から相当の申告漏れがある可能性は極めて高いという者を抽出したものでござります。したがいまして、これが全国的にとどまることなく申しますか、一般的に納税者の実態であると申しますか、全般的に納税者の実態であるといふのはちょっと私どもは言い過ぎではないかと思つておるわけでございます。

全般的に見まして、多數の納税者の方々は、これは誠実に申告をなさつておると私どもでは思つておるわけでございます。ただ反面、今委員がおっしゃいましたように、一部の方でございましうが、こういうふうに高額資産を取得しながら、かつ所得が低いという方々もおありになるわけでございます。

漏れの税額十二億九千七百万円を追徴いたしたわけでございます。

特徴的なことといたしましては、高額資産を取扱っているにもかかわらず所得が一千万円未満の方々が相当あつたということとござります。

○塩出齊典君 国税庁としては、そういうのは一つは一罰百戒というか、そういうような意味もあってそういう発表もされると思うんですけれども、そういう記事を見ますと、かなり不公平がまだ残っているんだな、税務署のそういう調査といふのは、はじめなサラリーマンから見れば、まだ抜けているところがたくさんあるんだないという感じがするんですが、そのあたりはどうなんですか。実際ある程度の調査でどうもおかしいなというところをやってるわけですから、まだ抜けているところがたくさんあるんだないともね。

○政府委員(渡辺幸則君) この調査につきましても、ほかの調査と同様でございますが、私どもで資料を収集しまして、いろんな角度からこれは相当多額の申告漏れがあるのでないかと思われるような方々につきまして実地調査をいたしましたわけでございます。調査の前から相当の申告漏れがある可能性は極めて高いという者を抽出したものでございます。したがいまして、これが全国的にとでも申しますか、一般的に納税者の実態であるといふのはちょっと私どもは言い過ぎではないかと思つておるわけでございます。

全般的に見まして、多数の納税者の方々は、これは誠実に申告をなさつておると私どもでは思つておるわけでございます。ただ反面、今委員がおっしゃいましたように、一部の方でございましてよ、こういうふうに高額資産を取得しながら、かつ所得が低いという方々もおありになるわけでございます。

しかし、高額資産を取得した方々で所得が低いと申しましても、私どもが調査いたしました結果、あるいはこれは相続で得られた財産からお買いになつたというのもございますし、また数年前に土地を譲渡して相当のお金を得られたという

方もござりますし、なかなか一律ではございません。ただ、おっしゃいましたように、こういうようない一部の方々の申告漏れがあることは事実でございますので、私どもは、この辺につきまして今後とも資産、所得の両面からアプローチをいたしまして適正な課税に努めたいと思つておるわけでございます。

○塩出啓典君 前の国税庁長官の福田さんは、税務員が一人ふえれば年間五千万円ぐらいの税金が上がるんだ、だから税務署の職員はもつとふやすべきである、そういうことを言っておるんですね。あの人は、しかし、国税庁の長官の間にはそんなことは言わなかつたが、やめてからあいう話をされてるよろなんですが、そのあたり現職の間にはそういうことはなかなか言えない空気があるのかなという、今はまあ行政改革の途上ですかね、そういう感じがするわけですが、我々も決して、余り税務署や警察がふえたそういう国家といるものには反対ではありますけれども、しかしながら、そういう感覚がするわけですが、これはもうだんだん国民の不満も高まつてくるんじゃないかなと、そういう感じがするんですがね。

一人ふせば五千万ぐらいという点についてどうか。今本当に人手がなかなか足りないんじやないかと思うんですね。そういう中で、実感としてはどうでござりますか。

○政府委員(岸田俊輔君) 確かに税務行政を取り巻きます環境は非常に厳しく、事務量も増加してまいりました。ぜひ増員は図つていただきたいといふうに考えておりまして、関係方面的御理解を得るために最大限の努力をいたしているわけでござります。

ただ、先生御指摘の、一人ふえれば五千万円という数字でござりますけれども、これは確かに私どもがそういう計算をしたということは事実でございますけれども、それに至ります前提にはいろいろな仮定を置いておるわけでございまして、例えはこの計算でございますが、まず職員の昨五年度調査によりました増差額を基準にいたして

おられます。これ自体が、先ほど直税部長が申し上げましたように、調査の選定に当たりましては、相当申告に問題があるとか、そういうものを選定しておりますので、割合確度の高い数字でござります。それがもしも職員が一人一年間フルに調査に従事した場合の数字という結果でござりますので、直ちに一人増員されれば五千円ふえるといふにはなかなかいかないではなかろうかなとうふうには考へておるんです。

○塩出啓典君 国税庁は今日まで、税務職員をな

かなかふやすことができない、それを補う意味でいろいろ機械化に努力をしてきた。そういう意味で、昨日もいろいろ岸田次長の方から、その機械の導入によつてどの程度の人員が節約できたか、そういう点をお聞きいたしましても、まことに数が少ない。しかもその数は、いろいろ税務署の職員の人に聞いてみると、とてもとてもそんなに節減はできないという。そういうことになりますと、機械化ということもどんどん進めなくちゃいけないと思うんですね、おのずから限度があると思うんですね。

それから特に最近は海外との取引も非常にふえてきておる。そういう意味で、国税庁といたしましても、海外の担当の審議官をふやして、いろいろそれに対する対応はされているわけですがれども、経済の規模の拡大、そういうものになかなか追いついていかないわけであります。そういう意味で私は、これは本当に公平な税制の実現のために、また本当に納税思想を徹底していくためにも、税務署の体制をもつと強化していかなければいけないのではないか。こういう点はどうでしょうか、大蔵大臣。

この論議はいろいろな委員会等でも何回も繰り返されたわけですがれども、なかなか急にこうだと言つても無理だと思うんですけど、ある程度五年、十年の長期計画とか、そういうものをつくつてこれを充実していく。こういうお考えはありますか。

おります。これ自体が、先ほど直税部長が申し上げましたように、調査の選定に当たりましては、相当申告に問題があるとか、そういうものを選定しておりますので、割合確度の高い数字でござります。それがもしも職員が一人一年間フルに調査に従事した場合の数字という結果でござりますので、直ちに一人増員されれば五千円ふえるといふにはなかなかいかないではなかろうかなとうふうには考へておるんです。

○塩出啓典君 国税庁は今日まで、税務職員をな

かなかふやすことができない、それを補う意味でいろいろ機械化に努力をしてきた。そういう意味で、昨日もいろいろ岸田次長の方から、その機械の導入によつてどの程度の人員が節約できたか、そういう点をお聞きいたしましても、まことに数が少ない。しかもその数は、いろいろ税務署の職員の人に聞いてみると、とてもとてもそんなに節減はできないという。そういうことになりますと、機械化ということもどんどん進めなくちゃいけないと思うんですね、おのずから限度があると思うんですね。

それから特に最近は海外との取引も非常にふえてきておる。そういう意味で、国税庁といたしましても、海外の担当の審議官をふやして、いろいろそれに対する対応はされているわけですがれども、経済の規模の拡大、そういうものになかなか追いついていかないわけであります。そういう意味で私は、これは本当に公平な税制の実現のために、また本当に納税思想を徹底していくためにも、税務署の体制をもつと強化していかなければいけないのではないか。こういう点はどうでしょうか、大蔵大臣。

この論議はいろいろな委員会等でも何回も繰り

返されたわけですがれども、なかなか急にこうだ

と言つても無理だと思うんですけど、ある程度五

年、十年の長期計画とか、そういうものをつくつてこれを充実していく。こういうお考えはありますか。

○塩出啓典君 特に実調率等について、これもあ

る程度上げていくように努力をしていかなくちゃ

いけないんじやないかと思うんですけどね。

○政府委員(渡辺幸則君) 実調率でございますが、御指摘のとおり、実調率でございま

すが、申告所得税は四・一%、法人税は一

番大切な要素であろうかと思うわけでございま

す。

○國務大臣(竹下登君) 税務行政がより効率的に

なるためには、一つは人をふすこと、それから

さらには機械化をさらに促進すること、三つ目は

職員の皆さん方の資質の向上を図ること、およ

そ三つであろうなと。その組み合わせでここまで

進んでいくか。

基本的になります問題は、今も御論議なすつて

おります人の問題でござります。いつでも言うよ

うでござりますが、予算編成のぎりぎりになつて

まいりますと、その年の各省庁の人員の問題がま

ずは議題となります。そうすると、予算編成のさ

なかでございますと、私の置かれる立場は、どち

らかといえば、まず隗より始めよ、こういう集中

攻撃の中に入るような、いささかこれは意識過剰

かもしませんが、そんな気持ちになるわけであ

ります。それにもかかわらず行管等いろいろな角

度から議論をしていただいて、それでも国税職員

攻撃の中へ入るやつと増員になつた。だが、ひっくり

かたがつて、一体それを支えておるのは何か

といふと、結局こういう国会の議論とか附帯決議

とか、そういうものが私どもを支えるある意味に

おいて唯一のこになつて今日まで来ておるんじ

だなと、こういう気持ちになります。

したがつて、一体それを支えておるのは何か

といふと、結局こういう国会の議論とか附帯決議

とか、そういうものが私どもを支えるある意味に

おいて唯一のこになつて今日まで来ておるんじ

だなと、こういう気持ちになります。

さらに、総定員法というものがある中、別途、

税務職員のいわば長期充実計画というものを政策

的になじますといふのは、なかなか問題でござ

ります。申告所得者の方々は、これは所得税にいたしまし

ても、法人税にいたしましても、年々ふえておる

わけでございます。この十年間をとりまして、少しず

つ実調率がむしろ上がってきたということである

うかと思うわけですがりますが、一方対象となり

ます納税者の方々は、これは所得税にいたしまし

私は正しいと思うんですけれども、この点大蔵大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

ものかすべての国、地方にあって貢献しながら、
から政策需要に応じてそれが歳出として支出され
ていく。これはまさに所得の再分配機能そのもの
であるというふうに思っております。そこにお
のづから限界がありますのは、努力と創意、勵勉
が報酬につながるという競争原理というもの限
界と、それから来る所得の再分配機能、それの調
和をどうとつしていくかということにならうかと思
われます。

も、その都度都度の社会情勢の要諦によつて多少の違いはござりますけれども、そういう筋は通つておる。それが現実の不公平感の中で極端に税の持つ所得の再配分機能などとはおよそ迂遠な方向を行つてゐるような問題に対しても、これは厳正に対応していくかなければならない課題だというふう

うに理解をさしていただいております。
○塩出啓典君 これはあるデータでござります
が、現在、我が國の歳出の面でいろいろな所得制
限というのが設けられているのですね。大蔵省規
則としては、我が国の所得制限というものは特に
今どういうものがあるのか、大蔵省関係だけしか
把握していないかもしませんが、ちょっと簡単

に御説明願いたいと思います。
○政府委員梅澤節男君) まず税制の面で所得制限がございますのは、特殊な人の控除としての老齢者控除あるいは寡婦(夫)控除、勤労学生控除

除、それぞれ所得金額の所得制限がございます。それから配偶者控除の適用を受ける場合、これが扶養控除の場合も同じでござりますが、給与所得の場合と給与所得以外の場合で一定の所得限度、適用を受けるための所得限度がございます。

それからこれは私の所管でございませんか、歳出面で、特に社会保障関係で各種の福祉施策、福祉給付を受ける場合、それぞれの態様に応じて所長が投げられております。

育料の問題、サラリーマン家庭と事業者家庭の問題に不均衡がある、大変所得の高いと思われるような個人事業者の家庭の子女が保育料が高い、一方サラリーマンの家庭の方は高いといった問題は、

公平感としのぎのを是正していく努力を怠る事無くしなきやならぬ課題だというふうに思つております。

○塩出啓典君 大蔵大臣、所得制限というのをいろいろ調べましたら、例えば建設省の場合は、公営住宅とかあるいは住宅金融公庫の金利、それから供給公社の地域特別分譲住宅あるいは水洗便所設置補助金、あるいは文部省の場合は奨学金とかあるいは幼稚園就園奨励費、ともかく非常に大変

私ども伺っているわけでございます。私ども直接の所管ではございませんが、所得税に關係をいたしまして、常日ごろから関心を持っておるわけでございます。厚生省の方へお伺いもいたしておるわけですが、そこで二つ問題があるわけでございます。

すのは、実際、例えば住宅金融公庫のお話がございましたが、そういう金利問題等にしますと、確かにそれは国民の皆さん方からいたいたい税でもつて利子補給を行つて、それによつて利息が低減されるわけでございますから、そうすると、それが所得制限がない場合は、言つてみれば、高所得者にて付して専らこの支出する予算、こう、うること

多いわけでございますが、特に保育料の負担などは、これはA、B、C、Dと四つあります。それからCがさらに三段階、Dが二十一段階というふうに物すごく分けられまして、そしてゼロから一番高いのは三万四百円、こういうふうにたくさん段階があるようでございます。

委員が御指摘のよどみの所得の差額といふ問題もございますが、そのほかに、事業者の方々は、いわゆる専従者給与と申しますか、奥さんが勤めておられる、あるいは子供さんが働いておられる場合に、専従者給与をとるわけでございます。現在は保育料の算定につきましては、御主人の事業所得、こなごと、それからサラリーマンの方の給与の

の人が文として半別にうしてて、この事
になります。もちろんの問題の政策実行につい
て、今一例を金利で申し上げましたが、所得制限
がそれだけ設けられておる。そうなれば、その所
得制限の中で、それがいかにも客観的に見て公平
感を失うような体系であつてはならぬ。さらに負
担額の割から見た場合、今おつしやいました保育
の

ところが 同じ保育園で子供を預かる所で、一
るそういう中でも、サラリーマンの方は非常に高
い保育料を払わされておる、見た目には収入のほ
るかに多いような人が安い保育料を払っている。
こういうような点は、園児の服装とか、持ち物、
そういう点からも大体わかるわけであります。
そういうようなことが言われておるわけであり

方を比較されるという格好で行われておるわけでござりますが、この点につきましては、委員がどうか御承知のとおり、課税への単位をどうするかといった問題があるわけでございます。

そこで、私ども聞いておりますところでは、厚生省では、最近行政指導によりまして、事業所徴用

所の問題というのは、恐らく税当局と厚生省との話し合いもございますが、私は議論を聞いておりましたが、効保一元化のときなんかにもう一遍出る議論ではなかろうかなと、こういう感じを私もひとしくいたしております。

ですが、そういう意味で、そういう税金の面不公平というものが、捕捉率の不公平というもののがあります。あるとするならば、それは所得制限あるいは福祉政策という点でさらに拡大をされていくんですね。二重三重の不公平を拡大していくことにないか。そういう意味で私は、税の不公平という観點については、本当に真剣に取り組んでいただぎ

者家庭につきましては、当該事業の世帯全員の所得税の合計額、すなわちだんなさんの事業所領だけではなくて、奥様の専従者給与の分も足しあげて合計額を基礎にして算出するよう指導をされておる。これは全国一律にされておるようでござりますが、そういうふうに伺つておるわけでござります。

で、私はそういう私金、それから歳出等を含め、本当に今この制度でいいのかどうか検討する必要があるんじやないか。というのは、本当に所得制限が非常に多いわけでね。所得制限のそのまゝと上方の人と所得制限のその上限の人との間のバランスがどうなのが。大蔵省に聞いても、所得制限なんかは、大蔵省の管轄はわかるけれど

たい、このように要望するわけであります。そのためには、今言つたように、税務体制もさらに強化していくというある種の英断を私は下さなければならぬと思ふんですが、そういう点についての大蔵大臣の見解を承つておきます。

若干技術的なところを申し添えました。
○國務大臣(竹下登君) 保育所の関係で、今、事務
当局から御説明申し上げましたが、これはこのこと
び、本委員会じゃございませんが、いずれ御審議
いただく児童扶養手当の問題等につきましても「

も、厚生省、建設省それぞれ別個につくつておる
わけでありましてね。もちろん所得制限というの
は、所得の低い方にに対するそういうある意味での
補助ですから、その方向は決して悪くはないと思
うんですけどもね。それがある種のアンバランス
な三・五政策らしくやまへ。

○政府委員(渡辺幸則君) 大臣がお答えになります前に、技術的なことだけちょっと申し上げさせます。

じような議論が確かにござります。したがつて、それらの問題からくる問題というのは、現実、行政上、どうしてもとしては、今、委員御指摘のとおり、税務上、制度というものを強化することによってそういうう

不
私
体
スを生む危険性をもたらしかった。
そういう意味で私は、そういう点、税制も含めて、果たして所得再配分というものがうまくいつているのかどうか、こういう点にもうちょっとメ

スを入れた方がいいんじゃないかな。これはやるとなれば、大蔵省が中心にやっていかなきやならないんじやないかと思うんですがね。そういう点をもう少し研究していただきたいと思うんですが、その点はどうでしようか。

理想的な姿だと思うわけであります。そうして今おっしゃいました具体的な問題につきましては、私も不勉強でござりますが、それのよつてもつて立つ政策の淵源からいたしまして、所得制限の付された恐らく基準もございましょう。そこにはまた財政当局も御相談を受けておるに違いないと思ふんであります。が、それにある種の整合性を持つよう検討してみろという御提言は謹んで承りせていただいて、それはやつてみるとことにしたいふうに考えます。

○ 塩出啓典君 それともう一つ。大蔵大臣は、臨調答申を受けて、歳出につきましては、対前年度マイナスシーリングではなしに、制度・施策の根柢源に立ち返つて見直しをすると、そういうことを言われたわけですけどね。私は税制の面でもかな

○國務大臣(竹下登君) 確かに、今まで制度・施策の根源にさかのぼって歳出のあるべき姿を再検討して厳しくやりますと、こういうことを申し上げて、そのはしりとでも申してみましょうか、余り賛成いただけないようでございますが、心の中は別として、期待をしております問題がいわゆる医療費の負担の問題でありますとか、児童扶養手当の問題でありますとか、あるいは地方財政制度の問題でありますとか、一応制度・施策のそれなりの根源にさかのぼった案を御審議いただくと、こういう予定にしております。一方、臨調答申見ましても、歳入歳出両面からその合理化をと、こういうことが指摘されておりますので、税の問題についてもいろんな議論がある。中には、いや税

りいろいろな、言うなれば、建物で言えば建築、増築をしてきたり、そういうようなことで整合性が合わない。我々は福祉というものの充実はわからぬわけですけれども、それが特定の分野に偏ったたり、こういうことはあってはならないんじゃないのかと思うんですね。そういう意味で、今までの税制の改正というのは、歳出の場合であれば、制度・施策の根本に立ち返ってのそういう検討はまだ余りなされていないんじゃないか。この際、いろんな政策税制とか、いろんなものをもう一回白紙に戻すつもりで、税制のあり方を根本的に見直す必要があるんではないか。また、例えば国立大学なんかに、大変高額所得者であってもそういう利息を国立の施設に入れるとか、いろんな意味で所得の再配分ではないけれども、国の税金を使っているような場合があると思うのですけれどもね。そういうような場合に、そのあたり例えば教育費について控除を認めるとか――今件はひとつ取り消します、ちょっと説明が難しいし、時間がかかりますので。

在しておるとも言えるかもしらぬ。そういうもの
を絶えず勉強していくことを考えていかな
きやなりませんが、我が國の税制そのものによつ
て立つこれも歴史的な経過がございまして、一挙
に例えば革命的な第二回財産税を取るとか、そ
ういうようなことはなかなかじまないと想います
が、基本にさかのぼりながらの検討はこれからも
続けていかなきやならぬ。

あと一言申し上げさせていただきますと、大蔵
大臣というのは、どつちかといえば、歳出ばつか
り考えておればよかつた、過去の人は——過去の
人というのは政治家として過去にお亡くなりにな
った人というわけじゃございません。古い人はよ
くおっしゃいます。今は税のことばかり考えて
いなきやいかぬというのが大蔵大臣になりました

制臨調をつくつたらどうだと、こういう議論もござりますけれども、これは総理大臣の諮問機関であります税制調査会というのが厳然としてありますし、そこまでは別といたしまして、たまたま今会議年度の場合、夏ごろまでに利子配当課税等の勉強題をお願いしておるところでございますので、どつちかといえば、税調等が開店休業になる機会が今ある程度は少ないわけでございますので、そういう問題が今後も絶えず検討されていく環境には私はあらんじやないか、こう思っております。

それから教育問題というのは、教育政策といふのは、いわゆる税の面から見ないで、政策、施策としてこれを見ていくというふうに組み立てられておりますが、税の問題から見ると、教育控除を設けた場合、一方、学校へ行かないで働いて税金を納めておる同年代の若者とということの間に對して非常な矛盾を感じる点がございますので、税の問題で消化するのにはいきさか検討すべき課題が多過ぎるんじゃないかと、こういう感じがいたしております。

しかしながら、中期答申をちょうどいましていろいろな問題が指摘されておる。元来、租税特別措置というのは、まさに租税の特別措置でござります。

○政府委員(梅澤節男君) 昨日、日切れかどうか
という御質問があつたわけでございますけれど
も、昨日も申し上げましたように、所得税法等の
一部改正法案、政府といたしましては、四月一日
施行でぜひ年度内の成立をさせていただきないと
考えておるわけでございます。

○近藤忠孝君 そんなことを聞いているんじやな
いんですよ。一体かどうかというのはきのうもさ
んざん言われたんでね。私が聞いているのは、四
月一日以降の成立でも税収その他に響かぬぢやな
いか、そして実際に訴訟上に影響がこの問題で出
てくるのは六ヵ月ぐらい先じやないか。ちゃんと

○近藤忠孝君 私の昨日の日切れ問題に関する質問につきまして委員長から文書をいただきました。委員会の認識にかかる問題だということですが、そこで、私は昨日大蔵省にお聞きしたのは、この委員会としてこの認識をどうするのか。特に与党である自民党的議員の皆さんに行政と司法の問題を真剣に考えていただきたいということです、その判断材料、資料として大蔵省にお聞きしましたわけであります。昨日は子供だましな答弁に終始したわけでありますが、しかし、御承知のとおり、きょう既に参議院予算委員会で日切れかどうかについて明快な政府の見解が出ております。

そこで、私はもう一度端的にお伺いしたいと思うんです。大臣、きのうは、私の質問に対し終始沈黙を守られたんで、きょうは大臣からいい答弁を、もう答弁できてるそうですからいたただいたいんです。要するに三月三十一日に成立しなくともいいかどうか。これが問題なんですね。で、改めてお伺いしますが、四月一日以降の成立であつても税収その他には響かないか、こ

恐らくもう答弁要旨には書いてあると想うんで
がね、それを端的にお答えいただきやいいんで
よ。そんな一体かどうかなんということは余計な
議論であつて、私の質問時間は二十七分しかない
んだから、端的に答えてください。

色で現在記帳が要求されている事項と今回の簡易記載、これは省令で予定されている中身ですが、どう違うんだろうかということをお聞きしたいんです。

○政府委員(梅澤節男君) 通則法百十六条改正案は四月一日からの適用と考えておりますが、訴訟において現実にその適用が問題になるのは一般的に半年程度以後のことと考えられます。すなわち、改正後の通則法百十六条は、通常の手続法の経過措置の原則に従い、改正法施行後、つまり四月一日以後に新たに提起された訴えから適用することとされているところであります。一般的に

は、四月一日に訴えが提起されますと、被告すな
わち課税官に対する、約二ヵ月後を期限として答
弁書の提出が求められ、さらにその後約二ヵ月後
に課税の経緯、課税の根拠を説明する期日が聞か
れます。したがつて、納税者が、課税官の主張に
対して、具体的な主張と証拠を申し出しなければ
ならない期日はさらにその後約二ヵ月後となるの
が通例であります。

○政府委員(渡辺幸則君) お答えいたします。

青色にござりまする。半分を現金式と、それから簡易簿記のものと、それから現金式とあるわけでござりますが、現金式は全体の四四程度でございまして、残りの大半は簡易簿記と、いう格好になつておろうかと思うわけでございません。その比率は私ども分明でございません。

が通例であります。
このようにも本条が具体的に適用されるまでには相当の期間が存在しますが、原告（納税者）を初めとする関係者に本制度を十分知つてもらう上でこの程度の期間が適当であり、またそもそも所得税負担の見直しと一体である納税環境の整備の重要な一部であるところから、年度内の成立をぜひお願いいたします。

○近藤忠孝君　お聞きのとおりのこと、半年先のこと、で、きょう、あしたの問題じゃないんですけどから、ひとつ委員長以下、特に自民党的各委員におかれましては、今の答弁をよく頭に入れて今晚一晩ゆっくりお考えいただきたいということを由

は、絶対の内容、数量、単価などにこだわらなければなりません。それで、「相手方別に、日々の合計金額のみを括記載することができる。」と、こうなっています。これをもしまして守つていよいよな事例が本つた場合には、実際の扱いとして全部青色が取り消されていますか。私は税理士さんに聞いたら、

すが、大体この相手方別でなくとも実際には青色

うでしょう。どうですか

ですが、大体この相手方別でなくとも実際には青色としてみんな認められていると言うんですよ。もしそんなものを厳格に、これは青色の基準を守っていないからというので青色を片つ端から取り消しましたら、今やっているうちの大半がみんなしまった。これがどう思っていいか、そ

うでしよう。どうですか。
○政府委員(梅澤節男君) これは今、国税庁の方
から御説明いたしましたように、簡易簿記の現在
の記載事項、売り上げのところを今委員は指摘さ
れたわけでござりますけれども、基本的には品名
につき当付の日付、数量、金額まで記入する方

○政府委員(渡辺幸則君) 青色申告承認の取り消しというのは、納税者に非常に重大な影響を与える場合がござります。納税者ばかりではなく、その取引先も含めまして、場合によっては企業の存続にかかる場合もあるわけでございます。そういう点も勘案いたしまして、私ども青色申告承認

その仕組みの内容、数量、単価等をもつての取引の原則である。ただ、一括記載する場合もあるといふうになっておるわけでございますが、今回私どもが決めることを予定しておりますのは、基本原則におきましても、品名その他の付属の内容、数量、単価、例えばですが、こういうものを今回の白色申告者の帳簿の記載には求めない。さらに一括記載を認めるという点では、青色の簡易簿記の

の取り消しについては慎重に行っておるわけでござります。したがいまして、委員御指摘のように、現実の青色承認取り消しの数はそんなに多くございません。したがいまして、場合によりましては、この記載どおりになつていいないという事実もあるらうかと思うわけでござります。ただ、そういう場合には、私どもは関係の団体とか、ある

場合と同じでござります。
で、この部分だけではございませんで、そのほか、昨日も御説明申し上げましたけれども、掛け売り等の場合の記載の省略の規定とかいうものは、青色の簡易簿記と違うわけでございます。
そのほか、これは売り上げ、仕入れに関する事項は大体似たような感じで簡略化しておるわけでございまして、基本的には一つ、資産、負債り

いは私どもの税務署員の方からきくと推測申しげるという恰好で運営をいたしております。

取引は一切今回の白色申告者の場合には記帳を要求
めないわけでございまして、現在の青色申告の
簡易簿記の場合と比べましても、今回お願いいた
します記帳の内容は、より簡易なものにしてある

ね。それが実態だと思いますが、それを端的にお答えいただきたいと思うんです。

○政府委員(渡辺幸則君) 青色承認取り消しの運営は慎重にいたしておりますが、多少の記載事項

○近藤忠孝君　盛んに簡易だ簡易だと。だから青色にある特典がなくともよろしい、あるいは処分ます。

の、何と申しますか、不遵守と申しますか、そういう件については指導をもつて臨んでおるわけでございます。

についての理由付記も必要ないと、いう差をつけているんですね。しかし実際は、現に行われていて、おるんですよね。青色の実態、それはいま資産の問題があり、資産だけの点が違うのかどうかという問題はあります。ですが、それは別において、少なくともこの売り上

合計金額のみを一括記載することができるということで省令をつくろうとしているようあります。そう聞いたわけですが、そうなりますと、今、青色の実態と、今度青色よりは簡易な方法で書類を提出している実際と、全く同じではありませんか。そこ

げに關しては實際、全然変わらないんですよ。もし今局長言われたような内容、數量など厳格に求めたら、青色全部取り消しになっちゃうんですね。となればほとんど実態が変わらない。要するに、今の青色と同じものを要求するんです。しか

し恩典はない。これが実態で、簡易だ簡易だと言うが、とんでもないことなんですね。その実態について大臣、これは簡易だからいいんだ、そんなきついことは求めないと。そんなことでここで逃げていらんですか。

○政府委員(渡辺幸則君) 先ほど青色承認取り消

しにつきましては、慎重に運営し、青色の記帳につきましては、指導的態度をもつて臨んでおるということを申し上げました。しかし、このことは青色申告の記載事項につきまして、個々の事項につきま

して、多少の書き間違いと申しますか、間違いがございましても、強いてとがめだてをしないといふことでございまして、全体としまして帳簿がどうにもならない程度に達しておるというときは、それからもう一点重要なことは、私ども青色申告承認の取り消しと、その取り消し事実の発生しましたときまでかかるばつて取り消すので、非常に慎重にいたしておりますわけでございますが、別途、青色申告の取りやめというのがあるわけでございます。今委員が御指摘になりましたよう、非常に内容がざんざんあるとか問題であるといった場合におきましては、私どもは納税者と話をいたしまして、青色申告承認の取りやめといふケースで出でてくることが多いわけでございます。これは決して強要いたしておるわけでございませんが、この場合は将来に向かつて効果を発生いたしまして過去に遡及はいたしません。そういうことで、実際に青色に一たんおなりになりましてたんですが、取りやめということになつたのは相当の件数に達しておるわけでござります。

そういう意味で私どもは指導とこの取りやめの運用によりまして青色制度の実効を期しておるわけでございます。

○近藤忠孝君 あなたはやっぱり実務を知らぬと思うんですね。実際に担当している税理士さんが言うんですからね。どうにもならない帳簿だった

ら、今度の白色のあなた方が言う青色より低い簡易記載、日々の合計金額のみを一括記載することについても大体同じでございますが、今日は、白色がでできる、こういうのにだって該当しませんよ。そんなにもならないやつだったら、青色が實際取り消されるようだつたらね。これが実務なんです。

そこで、さらに法人等の場合、これは権利能力

なき社団の場合も含みますが、これも具体的に聞いてみますと、今の青色と具体的にはほとんど異ならない。

そこで、きのうも答弁ありましたが、資産についての記帳というんですね。となりますが、ます

個々に聞きますが、固定資産については、取引年月日、それから取引事由、相手方、数量、数量、金額、これは全部記載するわけでしよう。減価償却に関する事項も。それからさきに資産に関して言うと、資産の取引その他は無数たくさん、例えば別表二十、「当座預金の預入及び引出に関する事項」「手形上の債権債務に関する事項」「売掛金に関する事項」「買掛金に関する事項」「減価償却資産に関する事項」「有価証券に関する事項」等々、いっぱいあるんですね。十四までありますね。こういふのは全部、法人の場合には、今度大蔵省が考へている白色の簡易記載の場合にも求められるんじゃないでしょうか。どうですか。

○政府委員(梅澤節男君) 資産・負債取引の、いろいろ例示して申し上げなければならないわけでござりますけれども、例えば現金の場合でござりますと、青色の場合は「取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日日の残高」ということになつておりますけれども、今回の場合は少額な取引についてでは、その科目ごとに日々の合計額を一括記載することができるというふうなことを予定いたしております。

それから手形に関する記載は青と同じものを予定いたしております。

それから売掛金につきましては現在、「売上先の他給付の内容、数量、単価及び金額」ということが記載事項になつておりますが、今回は、白色の場合は、これは収益事業ではございませんので、そういうものは財産記録する必要はないわけでござります。

○近藤忠孝君 あなたはやつぱり実務を知らぬとおっしゃる部分について法人税の納稅義務があり、今回の記帳義務についても収益事業に係る分でございま

すので、宗教法人の例えれば御本体のようなものが記載事項になつておりますが、今回は、白色の場合は、これは収益事業ではございませんので、そういうものは財産記録する必要はないわけでござります。

○近藤忠孝君 そこで、その収益事業の範囲が、きのうも指摘した通達でどんどん広がってきておるし、またこれが広がっていくと思うんです。大体その限界が極めて不明確なんですね。そしてまた、こういう社団が収益事業をやる場合、本体との区別、これは難しいんですよ。

例えば、竹下さんを総理大臣にする会というのが仮に島根にありますと、そして資金も必要だということで、定期的にバザーなり事業をやるんですね。そして、もしそういう一つの権利能力なき社団が存在して、建物を持つているその施設を使つてやるとなりますと、収益が上がつてくれれば当然これは課税対象になるでしょう。そうですね。

そこで、法人の中でもいろいろな法人がありますし、それができるところもあると思うんですね。しかし問題は宗教法人あるいは労働組合その他の、きのうも議論になつた無数に存在する権利能

力なき社団、これについて先ほど述べたような現在の青色とほとんど同じようなことが要求されるとなりますと、これは本当に大変なことになります。例えば資産、これは先ほど指摘したような例えれば固定資産の場合ですが、宗教法人で言いますと、百年に一度くらいしか開かないような御神体なり何なりあるでしょう。そんなものも書かなきやいかぬことになるでしょう。それはそうなりますよ。そして、それが実際にあるのかないのか、それほどの価値かどうか。それから入手時期までこれはいくんじやないですか。そうなりませんか。

○政府委員(渡辺幸則君) 権利能力なき社団につきましてのお尋ねでございますが、確かにたくさんのございますし、また定義も難しいわけでござります。

私どもが税務執行の指針といたしますのは、司法当局からいただく判決その他でございまして、例えば最高裁の判決では、人格なき社団といふのは「団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している」、こういうような指針をいただいてい

ます。ところが、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定しているわけでござります。税務執行の方におきましては、その指針を踏まえながら執行を行つていただきます。

それから収益事業の範囲につきましても、御指摘のとおり、難しい点がござります。個別の場合になりますと、非常に範囲が不明確であるという場合も間々生ずるわけでござります。

今委員が御指摘のように、例えは学校法人のようないふなものが年に一、二回バザーをやるといったよ

うな場合に、これは果たして物品の販売業とすることになるのか、あるいは例えば海水浴場などあるわけでございますが、こういうものは夏だけ開いておる、あとはもう完全閉つておるというような場合に、これを賃貸し業と言うのかといらうな難しい問題があるわけでございます。

私どもは基本通達であるところの線まで出でるわけでござりますが、今申し上げましたバザーのような点につきましては、年に一回とか二回とか、こういうものは収益事業とは見ないということにいたしております。

○近藤忠孝君 竹下さんを総理にする会なら、年に一回じゃないですよ。これはもう毎週か毎月か知らぬけれども、とにかく一生懸命やるとするんですよ。それならばそれで当然課税対象になるんです。

この間、私は大臣が銀行にパートナー券を買わせた問題について指摘をしましたけれども、あれはお祝いだというので課税されないんだけれども、資金を稼ぐためのいろんな事業であれば当然かかりますよね。そしてそれは一つの事業、後援会ですね。

それから、より問題と私が思ひますのは、宗教法人、労働組合その他権利能力なき団体、団結権なり信教の自由が保障されてそれなりに活動しているんです。しかし、それに対する申告権とか納稅義務とか、これは法律では極めて不明確ですね。片方、今言つた収益事業課税問題がありまして、これはこの間の通達以来広がっているんですね。しかもそこに記帳義務を課す。そうすると、自分はそんな収益事業をやっていないと思ってやつてやっている場合もありましょうし、ある日突然、これがおまえ記帳義務があるということを言われて、いろんなことを追及されてくるという場合が出でてくるんですね。

何より心配するのは、そういう収益事業から団体本来のところへいろいろ権力の一機構である税務署がそこに入っていく。そうするとこれは本業の活動を制限しやしないか、これが第一点です。

それからもう一つは、先ほど言つた資産とか、とても記帳できないような無数の権利能力なまき社団がありますね。それがたまたま収益事業でないと思ってやつしていることが、税務署から見れば収益事業だとなりますと、それに対して、これはある日突然、おまえは納稅義務があり、かつ記帳義務があるんだ、こう指摘されると、これは大変なんですね。そんなことになるんじゃないでしょうか。二つです。

○政府委員(梅澤節男君) まず、収益事業を當たる場合、公益法人等につきましては、法人税法上取扱い社団に対する納稅義務がある。それから人格なまき社団につきましても、収益事業については法人税法上納稅義務がある。これは今回御提案申し上げている記帳義務の問題以前に既に納稅義務が収益事業には確定しておるわけでございまして、その問題については今回の記帳義務との直接關係はないわけでございます。記帳義務があろうとなかろうと、収益事業について潜在的な納稅義務が発生しているわけでござりますから、したがいまして、今回の私どもの制度の提案と今先生が御指摘になつた点とがどういうふうに結びつくのか、ちょっと私ども理解に苦しむわけでございますが。

○近藤忠孝君 時間が来ちゃつたので、私の趣旨を詳しく言う時間がございませんけれども、要するに記帳義務がある。しかも中身は、先ほど言つたように、固定資産の購入から、それから先ほど言つた手形の問題から、極めて広範囲ですね。これについて記帳義務があるから、記帳があれば記帳義務がある。しかも中身は、先ほど言つたように、固定資産の購入から、それから先ほど言つた手形の問題から、極めて広範囲ですね。その区別がなとなつつかないんですね。そうすると勢い収益課税といふ面から入つていて、本体の例えば信教の自由や、労働組合活動に介入することがあり得るんじゃないいかということが一つの疑問。

片やもう一つは、本当にもうそういう記帳のせめぐらぬ義務があるといふことで、記帳がないために税

○政府委員(渡辺幸則君) 問題は二つあるようでございます。

一つは、現在の制度のもとにおきましても、収益事業とそれから権利能力なき社団その他の固有の事業との間の境界の問題であろうかと思うわけでございます。

もう一つの問題は、記帳義務が記帳の制度が導入されました暁にそれがどうなるか、特に強化されるのではないかというようなお尋ねではないかと思います。

第一の点につきましては、私どもは調査をいたしましたが、調査は、収益事業と、それから収益事業に関連をいたしました限度において、その社団の固有の部分に及ぶわけでございます。例えば経費というものがあるわけでございますが、これは全体の経費の中で収益事業だけの経費が特定できればいいわけでございますが、しかし特定できない場合もある。そういう場合はおのずから調査が及ぶわけだらうと思うわけでございますが、たゞ、そこが収益事業だけが截然と区分されておるということとてその経費も認定できるということであれば、あえて固有の事業の方に踏み込まなくてはできるわけでございます。

それから第二点の記帳の方でございますが、私ども現在でも、もうほんどの場合におきまして、権利能力なき社団も含めまして大多数から記帳簿をいただいておるわけでございます。これは権利能力なき社団ではございませんが、宗教法人、それから学校法人その他につきましても、それぞれ相当の固有の会計システムと申しますが、そういうものを開発になって、かなりの程度の記帳が進んでおるわけでございます。今回の制度によつてそれが進むことが望ましいわけでございます。

これが私の質問の趣旨であります。お答えいただけましようか。

○栗林卓司君 きょう私は、日切れ法案の問題について逐一お尋ねをしようと思って御連絡をしておつたんですが、その質問は取りやめることにします。

そこで、昨日の質問に続いて若干お尋ねをしてきようは終わりたいと思うんですが、源泉所得税というのは、給与所得者の扣税率に着目して課税をしている税目だと思います。

そこで単身赴任を例にとるんですけども、遠隔地に単身赴任になつた。そこで赴任地と自分の家庭の間を往復する必要が出てきました。そこで、まあ月二回なら二回、二回にしましようか、月二回分の往復旅費というものを手当として出したことは間違いないんだけれども、生活の実態を考えますと、単身赴任なるがゆえに実費を使って毎月二回なら二回行き来をしなきやいかぬ。そう考えますと、この単身赴任の往復旅費というのは果たして扣税率を高めたんだろうか。実態に即して言いますと、扣税率は何ら変化していない、そう見るのが普通ではないのかと思うんですが、この点についていかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) その部分に限定した前提での今の議論でございますと、それは扣税率を持つ部分とは言えないと思いますが、ただ税法の、特に所得税の議論というのは、個人の総合的な所得の総体の扣税率をどう判断するかという問題が一つ。それから今の所得税法では、実費的な往復の交通費的なものとしては通勤手当、これは本来は事業主の負担すべきものを、たまたまお金の形で一たん被用者が受け取って、いわば立てかえ払い的な格好で使つておるわけですから、これはもう非課税になつております。それから赴

任の場合も、赴任地まで行く旅費はこれは非課税ということでございます。

それから、今委員がおっしゃいました、企業から帰省手当といったようなものが出てるという想定に立つ場合でございますが、税法上はこれは手当として給与の一つとして見なければならぬだらう。それがもし企業が一つの手当として出して、分所得が減るわけでございますね、そういう給与所得者は。そういたしますと、むしろそれは帰省手当の水準を税込みで幾らかという観点から給与体系をつくつていただくという問題になるのではないか。非常に難しい問題でございますが、税の議論だけでその分の扣税力はどうかとおっしゃると、実費だけしかもらわない場合、それに税金がかかつてきました場合、それは先生がおっしゃるような問題は私はあると思いますが、その点をどういうふうに考えるかという問題であろうと思います。

○栗林卓司君 雖かにそなんですね。通勤手当を考えると、それも経済的利益を得ているんだという見方からすると本当は課税対象なのかもしない。

〔委員長退席、理事岩崎純三君着席〕
しかし生活の実態を踏まえて議論すると、それは扣税力のある所得増加だととても認められない。現状は、ある枠をつくってその範囲内で非課税、こうなっているわけですね。单身赴任手当の問題というのはごく最近顕著になってきた社会現象ですから、今こういった議論をしているんですけれども、なるほど考えてみると、往復旅費の実費分を払ったからといって扣税力が高まつたとは言えない。しかも往復旅費たるや東京→福岡とか大体遠いところが多いですから、それを含めて課税対象とされると非常に値が上が張つてくる。したがつて、何とかしてくれないかという議論が出ていると思うんです。これは最近特に顕著になつ

た社会現象なんですが、これをどう取り扱うか。

きのう大臣の御返事では、そういういた御議論もありますんで検討してみなければいけないという一般的なお答えだったんですが、より踏み込んでこの問題を至急取り上げていただきたい。この点について御所見だけ当局に伺つておきます。

○政府委員(梅澤節男君) これは、大臣の御答弁があります前にもう一言補足させていただきたいと思つてございますが、通勤手当の場合は、結局、会社の門をくぐつたところで労務の提供が行われる、その労務の対価といふところでそれ以後が給与所得。したがいまして、会社の門へ来るまでは、通常の労務を要する部分についてはこれ

は労務の対価ではないということで、給与所得から外して非課税という考え方になつてゐるわけでございます。

同じ交通機関を利用した交通費であるという点では、通勤手当も同じようなもんでございますけれども、帰省旅費と通勤手当というのはどうも税法の世界から見ると同列に論じがたいし、極めて難しい問題であるというのを税制当局者としては申し上げざるを得ないと思うわけでございます。

○國務大臣(竹下登君) 私もきのう申し上げましたように、いろいろ議論してみると、現状は雇用政策の立場から議論していくしか方法がないじゃないかと、こういう感じを持っております。ただ、顕著にあらわれた社会現象である、これは間違ひありませんよ。しかしそれはまた多種多様であつて、いわば個別事情のしんしゃくの対象の中へこれをとらまえると税の問題ではなかなかか律し切れない。だからこうした議論が出てますから、素直に税調に報告するわけですから、そういう中で議論してもらう課題ではあるという認識はあるんですが、やっぱり雇用政策なのかな

と。これは非常に下世話な話ををして申しわけないんですけど、大分前のこととございましたけれども一度お話ししたことがございますが、建設大臣をし

ておりますときには、橋がかかるフェリーがだめになつて海員組合の方が陸へ上がられる。それから仲よくなりましていろいろ話してみたら、我々

の手當の中でかつて議論した中で人間性回復手当も、竹下さん、あれはちゃんと税の対象になるんですよ」という話を聞きました、そういうところ

からやつぱりそれは雇用政策上の問題かな。いずれにしても、素直に伝えて、私もどもとしても勉強させていただける課題ではあると思ってお

ります。

○栗林卓司君 ぜひ御検討いただきたいと思います。

ただ、それは雇用政策の問題ではないかといふことは社会性が強過ぎるんです。

〔理事岩崎純三君退席、理事大坪健一郎君着席〕

というのは、遠隔地に自身赴任をする。そのときは企業の側として冷たく構えますと、これはおまえ仕事なんだ、向こうへ行ってやれ、あと実家との関係で何回帰るか、それはおまえの財布などに相談事だ、と言つていいことなんですね、一義的には。ところが、家庭生活を考え、しかもそれが安定というのが大きな社会性を持つていてることに着目しますと、往復旅費についても企業として負担していかなければいけない。企業が負担するといふのは、任意的に負担するんではなくて、負担するものが当然だという社会性を裏で持つてきている。それが大きく言えば企業の社会的責任ではない

話題を変えまして、法人税の延納制度の廃止で初年度七百億円見込でおられるわけですからとも、この延納制度の廃止というのは、逆に言うと、今まで何でこの制度があつたんだろうか、それを今度何でやめたんでしょうか、簡単にお答えいただきたいと思います。

○政府委員(梅澤節男君) この延納制度は、沿革的に申し上げますと、昭和二十七年に創設された制度でございまして、当時の経済状況、特に企業の資金繰りが非常に苦しいということで、滞納も頻発した情勢でございました。したがいまして、これは法人の個々の事情に立ち入ることなく、法人が延納を選択するという場合には一定の条件

で、利子税は負担してもらうわけでございますが、延納という制度を取り入れたわけでございまして、それがその後ずっと今日まで続いてまいりました。したがつて給与も倍になりました。それが非常に下世話な話ををして申しわけないんですけど、大分前のこととございましたけれども一度お話ししたことがあります。この場合には扣税力は変化ない。一応こう言つてお話ししたことがございましたが、建設大臣をし

ですか。

○政府委員(梅澤節男君) いろいろな見方がある

と思いますけれども、それは一つの成り立ち得る想定であると思います。

○栗林卓司君 それで、その絵にかいたように物

の問題を至急取り上げていただきたい。この点について御所見だけ当局に伺つておきます。

○政府委員(梅澤節男君) これは、大臣の御答弁

があります前にもう一言補足させていただきたいと思つてございますが、通勤手当の場合は、

結局、会社の門をくぐつたところで労務の提供が

行われる、その労務の対価

といふところでそれ以

後が給与所得。したがいまして、会社の門へ来る

までは、通常の労務を要する部分についてはこれ

は労務の対価ではないということで、給与所得か

ら外して非課税という考え方になつてゐるわけでございます。

同じ交通機関を利用した交通費であるという点

では、通勤手当も同じようなもんでございますけ

れども、帰省旅費と通勤手当というのはどうも税

法の世界から見ると同列に論じがたいし、極め

て難しい問題であるというのを税制当局者として

は申し上げざるを得ないと思うわけでございます。

今この話をして少し広げてまいりますと、物価が倍になりました。したがつて給与も倍になりました。

生活水準はごく大きさつぱにいつて横ばいであります。この場合には扣税力は変化ない。一応こう

言つてお話ししたことがございましたが、建設大臣をし

૧૮૫

したがいまして、今回所得税の減税財源を何とか税制面で補てんする一助として、いか

いろいろうに考えておるわけでござります。
○栗林卓司君 いや、私が金融市場と申し
のは、逆の意味で言つたんです。金融は大
でましてね、いや別に政府の御厄介になら

○政府委員(梅澤節男君) 交際費につきましては、累年強化してまいりまして、現在では、御案内とおり、資本金五千万円以上の法人の交際費は金額損益算入になつてゐるわけでございます。

いうことでござりますから、ちょっとこの席上をかりまして、あのとき申し上げたかったことだけつけ加えさせていただきます。

六十年度に入るべき分を五十九年会計年度に前倒
上で国庫で、そこそくどう観点でござりますが、

も回ってきますよと言えるような段階でもないで
しようと。それは大きな役割を今果たしていると
あるいは言えないかもしませんけれど、初年度

今問題は、資本金五千万円以下のところの、これは二段階になつておりますが、定額控除という制度がございます。この制度につきましては、率

くといふやうにいたしたわけでござります。

七百億円見込めるくらいの効果はやはり発揮して
いた制度なんですね。私言いたいのは、それを財
政事情の厳しいことを理由にして今回取りやめる

直に申しまして、税制調査会におきましても、今回の答申にも触れていただいておりますけれども、定額控除が現行のままいいのかという問題

は非常に酷ではないかという御指摘がよくあるわ
けでござりますが、二つてつきましては、罰金二

んだけれど、これは国民の側に対し随分とぶざまなやり方だな、ここまでしないと今の財政の緊迫した状況というのを切り抜けていいんだろ

ただけれど、これは国民の側に対しして随分とござ
まなやり方だな、ここまでしないと今の財政の緊
迫した状況というのを切り抜けていけないんだろ
うか、そういう印象を私は非常に強く持つたん
です。このことを見るんぢて、ここまでやるん

えておるわけでござります。

なら、なりふり構わずにやるんだつたら、いろいろ手をつけていかなければいけない税制の改正問題といふのはよくあるんじやないか。

日の就労を見送りたいと考えておられる方の積み

問題をいろいろな意味で社会の不公平感の原因になつていいる交際費なんですね。これは長年課題として

資金繰りは従来一貫いたしから思ってます。今度取りやめてしまうと、格段金融市場に大

て上がりながら税調自身も慎重な態度をとつていいのです。しかしこういう延納制度の廃止といふのは、税制改正をやつてまで切り抜けていくこと

繰りを圧迫したことであることは、これは間違い

を考えますと、交際費については思い切って原則
益金扱いにして、特別な例外だけ限定的に交際費
として認めまんじようといふところまで踏み込んで

○政局委員（木澤貢）：この際、一言、わ
ロード申しますが、それだけの影響はあり得るわ

いいんじやないか。そういった事例の方が海外ではむしろ多いのです。日本ではいろんな商慣習等ありますんで、交際費支出というのが社会の商業生

措置の一環でございまして、利子税は負担してい

活の重要な一部をなしていることは事実なんだけれども、だからといってあれをそのままにしておくことが果てしていいのだろうか。むしろ交際費

ということでおざいますが、これは現実には一目

つるが身かしてしむかたのうへんに、
ついては全部に利益をもつて原則課税、ただし
限定的な方では非課税にするという、む
ろ海外の方で刃りかえ方が社会の公平感をもつ

は三月決算の大法人でございますので、私どもぞうういった点から見れば、これが金融市場に擾乱を起こすというふうな事柄ではないのかと

しの部分のアートセミナーがなかなか見つからなかったり、また、高めるとという意味でもいいんではなかろうか。私はこう思うのですが、この点については今大蔵当局はどうお考えなんですか。

第五部 大藏委員会會議録第八号 昭和五十九年三月三十日

ざいますが、そういうものも徐々にふやしていくだいております。そういうことで、この枠内で努力は最大限いたしております。関係当局からもそういった御配慮をいただいておりますが、何とか酒類業界としましては、許されるならば、何とかしてその枠外で安いものを取得したいというような声があるようございますが、いかんせん現在の農政が米が過剰でございまして、減反を図っております中におきまして、なかなかその日本全体の施策の中で難しゅうございます。加州米等を輸入できますと半額で入るという事情もございます。

いろいろ業界は考えております。

ただ、加州米の問題につきましては、確かにコストは安いんでございますが、日本酒は日本の国酒でございまして、そういう原材料を外国から輸入するのはいかがかという感じもあるようございます。

○青木茂君 いろいろ理由はあるでしょうけれども、税金をたくさん取っているんですから、業界の要望も少しは加味してやっていただきたい、それだけです。

それから物品税関係につきまして、國民は、えらい高級なものが案外免税になつて、あるいは何か有力政治家のいる地場産業のところはどう

ちよと物品税免稅がある、にもかかわらずといふような素朴な疑問もあるわけなんですよ。そ

こら辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(梅澤節男君) 現在、物品税といわゆる高級な奢侈品等については第一種物品として課税されているものでございますけれども、今委員がおつしやいましたのは、例えば織物とかあるいは家具の部分的なもの等についてそういう議論があるわけでございます。これはそれかつては課税されておりましたのが廃止になつた経緯があるわけでございますが、一つは伝統的な工芸技術を保存するという分野がたくさんございます。例えば漆塗りの家具なんかはそういうふうな問題でござります。それから、いろいろ例示されますのは、西陣の高級織物のようなものもございます。

こういうものは、伝統技術のほかに、こういう一品ごとに非常に高価なものは比較的に零細な中小企業者がつくつておられる。しかも一品ごとに高い加工過程が非常に多いということがございまして、これは一概には言えないわけでございませんけれども、かつて課税しておきました時代に課税のトラブルが絶えないというような問題もござります。そういうたるもののが廃止されましたが、それが非常に多いというふうな問題もございませんけれども、かつて課税しておきました時代に課税のトラブルが絶えないというような問題もござります。そういうたるもののがあります。私は非常に高価な、一億とか二億円ほどの加工過程が非常に多いというふうな問題もございませんけれども、かつて課税しておきました時代に課税のトラブルが絶えないというような問題もございません。そういうたるもののがあります。私は非常に高価な機械ですね。それがまいりました経緯の中で、そういうものが廃止されましたということは事実でございます。

私たちも、それが非常に不透明な過程でそういうことが行われたというふうには毛頭考えていないわけでございまして、そういう誤解が生じないようにぜひと願いをしたいと思うわけでございます。

○青木茂君 その次は医療費関係の問題でちょっと厚生省の方にお伺いをしたいんです。大蔵大臣も大蔵省の方々も大変お疲れだと思いますから、あと二十分くらいはどうぞゆっくり御休憩をいただきたいと思います。

○説明員(多田宏君) 私、保険局の企画課長でございますが、一緒に医療課長も參つております大臣はいらっしゃらないですか。答弁は責任持つていたたけるわけですね。

○説明員(多田宏君) 私、保険局の企画課長でございますが、一緒に医療課長も參つております大臣はいらっしゃらないですか。答弁は責任持つてお答えをさせていただきたいと思っております。

○青木茂君 政策的なことでも責任を持つていただけのですか。

○説明員(多田宏君) 私どもでお答えできる限りお答えしてまいりたいと思っております。

○青木茂君 まあ進めましょう。

大蔵委員会は歳入委員会で、それから歳出問題ということを取り上げるのはいかがかと思つたんすけれども、しかし、考え方によつては、今まで予算で厚生省が削らなければならないものが六千九百億円あった。そのうち六千二百億円を医療費カットでいったということになりますと、これがもしかのところで必要なくなれば、それだけがますから、そういう意味においてお伺いいたします。

一つは、CTスキャナーというのがあります。日本にある総台数とヨーロッパの総台数の比較ですね、それをちょっとお願いしたいんです。

〔理事大坪健一郎君退席、委員長着席〕

○説明員(古川貞二郎君) お答えいたします。

高額医療機器につきましてでございますが、ちよと古ございますが、五十六年十二月末現在で申し上げますと、わが国のCT、これはコンピューター断層診断装置でございますが、千六百九十三台、心臓血管連続撮影装置が八百八十五台、リニアック、これはがんの放射線照射の装置でございますが、二百十三台、ベータトロンが五十四台、生化学自動分析装置が三千六百台と、こういふふうな状況でございます。なお、これは五十六年の末でございますので、非常に急速に伸びてございまますので、今日においては二千台を若干超えているだらうと、こういうふうに推定されるわけでございます。

それから主要国でございますが、諸外国におけるところのコンピューターの断層撮影装置につきまして申し上げますと、年度が若干それぞれ違いますけれども、アメリカにおきましては、一九八二年におきまして台数が二千三百十八台といふ状況でございます。イギリスも同じく一九八二年で百五十五台。それから西ドイツにおきましては五百台。それからイタリアでは九十台と、こういふふうな状況でございます。これはコンピューターの断層撮影装置でございます。

○説明員(多田宏君) 先生おっしゃるとおりに、医療費の増高の中には非常にむだな形で増高して

六千九百億円あった。そのうち六千二百億円を医療費カットでいったということになりますと、これがもしかのところで必要なくなれば、それだけがますから、そういう意味でございませんからね。これが乱診乱療というの人がいますからね。これが乱診乱療となるんじやないかと、医療費をつり上げるものになるんじやないかと、そういうことを私はこの問題で申し上げたかったわけでございます。

そしてもう一つは、入院日数、平均入院日数み

たいなものがありますね。あれも日本ではヨーロッパに比べて日数、平均入院日数が非常に多いと

だとかするような非常に高価な機械ですね。それ

日本にある総台数とヨーロッパの総台数の比較ですね、それをちょっとお願いしたいんです。

〔理事大坪健一郎君退席、委員長着席〕

○説明員(古川貞二郎君) 数字的に証明できますけれども、実は今手元にございませんので、後ほど御説明させていただきたいと思います。

○青木茂君 私のところにある資料で見ますと、日本の場合、約四十日、アメリカ八日、西ドイツ十六日、フランス十五日と非常に入院日数が長い。これは日本人の病人とヨーロッパの病人とどちら違うかわかりませんけれども、これもあるいは

土曜日に退院させるやつを日曜日も置いて月曜日に退院させるというような意識的な水増しがない

い。これは日本人の病人とヨーロッパの病人とどちら違うかわかりませんけれども、これもあるいは

それからもう一つ、私の手元にございますとこ

ろの、これは五十五年十月九日の読売新聞でございましたけれども、大阪府の医師会のニュースでし

ますね、この五十二年六月の六月号で、「実った

府医の努力、保険診療平均点数ついに全国一に」とお祝いしているわけです。こういういわゆる出

来競争、出来競争が私は医療費を高騰さして

いくんじゃないいか、その原因がまさにここにある

んだ。こういうことを無視してしまって、今度の

健保改革、患者側へだけ切り込んでしまうとい

うこと。これが私どもは甚だしく不満なんですけれども、その点はいかがでしようか。

○説明員(多田宏君) 先生おっしゃるとおりに、医療費の増高の中には非常にむだな形で増高して

いる部分というのと聞違ひなくござります。ただ、老齢化がどんどん進む、それから医療機器などどんどん高度化をするといったことでやむを得ず伸びている部分もございます。両方相まって医療費は高騰を続けていているというふうに私ども認識しております。

先生が今御指摘になりましたような部分というのは、実はコスト意識が非常に希薄であるということは、二つてかなり大きな原因があるといふことでは

ざいまして、その最たるもののが十割給付といううとだと私も考えております。十割給付でありますと、どうしても自分の懐が痛まない。したがつて、患者の方にも若干の甘えがある。それから理療を施す方でも、十割でございますから、一つ収支を余計にやつても、高価な検査をやつても、患者に一つも迷惑がかからないということで、もう一回検査ということにどうしてもなりがちな傾向がござります。そういうふたようなことが総合的に、必ずしも必要でない、あるいはどうかと思うような増高要因にもなつてゐる。

こういうところがござりますので、私どもいたしましては、今回ぜひ定率負担を導入さしていただいて、患者にも医者にも十分なコスト意識を持つていただきたいと考へたいと考へてお

○青木茂君　今のお答えは、すべて診断側性主義説、患者側性悪説に立っているんですよ。全額負担だからほとんど病院へサロン的に遊びに来るとか。だから、ムツ申上げるより、あんまりつ

大改革をおやりになるのならば、診療側への切り込みということ、これとセットされて患者側の負担増なら、これは話がわからぬことないんです。わからぬことはないんだけれども、診療側への切り込みというものは具体的に行われていない。診療性善、患者性悪じや困るということをこの問題で申し上げたかったわけです。

患者が領収書を請求したら文書作成料を取ったと
いうのもありますからね。これは今お金を払って領
収書を出さないというのはお医者さんと国鉄ぐら

をやる、あるいはもう一つ高額の薬を出すということによつて医者の収入はふえるということをございますから、ついつい医者もどうしても割合のところに余計な診療をつけ加えやすいという体質になつてゐるということを実は申し上げたかったわけでございます。

該廩側の方は対しまして頃り込みが足りないのではないかというお話をございますが、来年度においても、指導監査職員の増員、それからこれ

まで置いておりませんでした顧問医師団というのを厚生大臣の顧問というかつこうで置きました

て、そして医学論争上なかなか不当が指摘しにくく、難しいケースにつきましてもいろいろしつかりした指導を繰り返していく。それからこれまで非常に高額な請求を続けていても、医学論争になるとなかなか決めつけられにくいために、指定の更新の段階でも、自動的に更新がどうしてもされないといたといつたような、非常に高額の請求を続け

ているような、指導を続けてもなかなか直らないようななそういう医療機関につきましては、今度の法案の中では、これについて更新を拒否するという手段まで用意をいたしました。しっかりとした体制を組んで、むだを徹底的に排除するという姿勢を打ち出しているわけでございまして、そういうことを前提としつつ、先ほど申し上げたように、

○青木茂君 だから、あくまで診療側への切り込みは、そういう意味においては間接的なんですよ。

体質的にどうしてもむだが混入しやすい体質を直すということで定率の負担をぜひお願ひしたいしたと、こういうふうに考へておられるわけでござります。

私に与えられた時間はそういうんですから、一つ一つ詰めていきますけれども、私どもがこの医師の場合で非常で不愉快なのは、頃収書を出す医

師の方が少ないんですよ。ある例によりますと、

患者が領収書を請求したら文書作成料を取ったと
いうのもありますからね。これは今お金を払って領
収書を出さないというのはお医者さんと国鉄ぐら

いなものです。国鉄は仕方がないけれども、これを患者側から請求しろという指導は僕は無理だと

というようなことがあります。

以上でございます。
○青木茂君 ほとん
えいじゅく

○説明員（寺松尚君） 今先生の御質問の件でござ
りますが、用語書と裏書きと二つあると思うんで、
なんでしょうか。

そういうのを残して
ことです。
それからもう一つ

セブトが来た場合に御質問があつたたよう

明細書の発行につきましては、医療機関側の事務的な、あるいは経済的な負担というものが非常に大きいものですから、法律的には一律に課すのはなかなか難しいのではないか。非常に零細な医療機関もございますので、そういうふうに考えておるわけでございます。しかしながら、私ども五十六年の六月に、中医協におきまして、明細書のか、一枚七秒ですか。私どもみたいなる。一枚見るのには大体七秒だつたらくる。審査ができるのかとから、これは抜本的資格を持っている人

発行についてはできるところからやれと、こういいうような御指示がございまして、その線に沿いましていろいろ指導いたしておるわけでございます。それで、実は、そういう明細書を発行しやすいような環境づくりをお願いをせにやいかぬと、こういうことでコンピューター化というのも今後進めいかなければならぬのではないか。それに〇説明員(寺松尚君)か、とにかく抜本的レセプトの不正を摘めなきや、患者側ばかり涼しい顔していまうことなんですね。レショウね。

よって容易に明細書が発行できるようになるんで
はないか、こういうふうに考えておるわけでござ
います。
それから領収書の方でございますが、これは先
生御指摘でございましたが、かなりといいますか
ほとんどの機関が領収書は発行しておる様子に聞
いておるわけですが、私どももとしまして
一枚と、こういうよ
ざいましたレセプトと
かに一件当たりの秒
ますが、実はレセプ
から非常に複雑なも
て、しかも額にしま
いたしましても、非

も新聞雑誌等を通じまして発行の促進及び医療機関に対する指導というものを徹底をいたしておるわけでございます。

それからまたつけ加えさしていただきますが、
きないか、こういう

今回の健康保険法の改正案につきまして、特定療養費というのがございますが、それにつきましては、その費用について領収書の発行を義務づけること、いわゆる高額な高いといいますか、うな医療機関につい

ございましたから、そのような観点から取捨選択いたしまして、そういうようなものを重点にして時間をかけて審査をしていただくと、このようなことを考えて現在実施しておるところもございました。

それから、実は私ども実際に、非常に高額なレセプト、これはどのくらいがいいか現在検討中でございますが、五十万点とか六十万点とかいうふうなものにつきましては、何とか中央で特別審査をやろうではないかというふうなことを考えております。また、非常に審査が難しいというよりも、専門家の少ないような漢方業でござりますが、そういうふうなものにつきましても中央で特別審査というような形を考えたいと、こういうふうなことを考えております。

○青木茂君 全部、患者側の負担は非常に抜本的な改正が行われようとしておるに対し、診療側に対する負担というものの、この医療費高騰の本当の元凶であるところの診療側に對しては、物すごく及び腰だという感じは否めないんですね。そういう意味におきまして、さつき申し上げたように、出来高払いでもってお医者さんの方は、さつきの大坂じゃないけれども、保険点数が全国一になつたといつて乾杯やつてたんじや、これでは患者はたまたまんじやないですよ。そういうような状況を残しておいたんじやしようがないんですね。これは今回というわけにはいきませんけれども、とにかく思い切つて出来高払いを何らかの形において諸外国に例のあるような形にしないと、この医療の問題は抜本的には解決できないと思します。

○野末陳平君 物品税のことですけれども、税調の答申などにも、今は今までの考え方では時代に適応できなくなつてきていておりますとおり、物品税を負担する購買者つまり消費者の立場からいいますと、要するに物品間のアンバランスがあり過ぎて、何がゆえにこれが課税対象かわからぬと、こうしたことだらうと思いますね。例

えばゴルフなんぞやる人が非常に多いわけですから、なぜ大衆のスポーツといふか、レジャーといふか、このゴルフに対して、娯楽施設利用税はどうかと、このゴルフはこのぐらい高い高率五%の高率の税金がかかつてているか、こういう疑問を持つのは当たり前です。

まず、これはなぜゴルフはこのぐらい高い高率の税金を負担しなければならないのか。これはどちらくとして、バッグからボールから全部に三五%の高率の税金がかかるでござりますが、そういうふうなものにつきましては、何とか中央で特

別審査

と、例えは大型テレビ、それから真ん中辺にまいりますと、中型モーターボート、小型テレビといふことでございまして、基本的にそれはそういう趣味用品なら娯楽用品の中でそれぞれの物品の趣向をもつて現在の物品税の構造をよく簡単に御説明申し上げますと、一応課税物品を奢侈品、それから趣味娯楽品、便益品、嗜好品、社交的身回り品というふうに五分類いたしまして、御案内のとおり、税率構造は一五%を中心にして、三〇%を最高に、上の方に三段階、それから下の方に一〇%、五%と合計六段階の税率構造になつておるわけでござります。

考え方といつましても、まず奢侈品でございますが、これは二種物品の場合は、全部三〇%の一一番高い税率に張りついております。一種物品の場合には、これは例えば貴石貴金属製品等でございませんが、こういったものは一種物品で最高税率の一五%。この一種物品の一五%は大体二種物品の三〇%と見合うという考え方によつておるわけでござります。

考え方といつましても、まず奢侈品でございますが、これは二種物品の場合は、全部三〇%の一一番高い税率に張りついております。一種物品の場合には、これは例えば貴石貴金属製品等でございませんが、こういったものは一種物品で最高税率の一五%。この一種物品の一五%は大体二種物品の三〇%と見合うという考え方によつておるわけでござります。それは、これから次の趣味娯楽品と便益品、これは物によりまして、三〇%から最低五%までに全部それぞれの物品の性質に応じて区分といいますか、配列がしてあるわけでございまして、基本的な考え方方は、趣味娯楽品でござりますと、趣味娯楽品の娯楽性の高い物ほど高い税率に張りつける。便益品につきましても便益性の高いものから高い税率に張りつけるということでござります。

○野末陳平君 物品税のことですけれども、税調の答申などにも、今は今までの考え方では時代に適応できなくなつてきていておりますとおり、物品税を負担する購買者つまり消費者の立場からいいますと、要するに物品間のアンバランスがあり過ぎて、何がゆえにこれが課税対象かわからぬと、こうしたことだらうと思いますね。例

んでおる品物を申し上げますと、大型モーター、ボート・ヨット、ピリヤード台、獵銃といったものでござります。

それから次の、参考までに一ランク落としますと、野末陳平君 そうしますと、ゴルフが趣味娯楽品の中でも特に高いところに張りついておりますから、スキーとかテニスとか、この辺は趣味娯楽品の娯楽性といいますか、そういうものの度合いによって税負担の配列が決められておる

ということでおざいます。

○野末陳平君 そうしますと、ゴルフが趣味娯楽品の中でも特に高いところに張りついてますから、スキーとかテニスとか、この辺は趣味娯楽品の娯楽性といいますか、そういうものの度合いによって税負担の配列が決められておる

ということでおざいます。

○野末陳平君 そうしますと、ゴルフが趣味娯楽品の中でも特に高いところに張りついてますから、スキーとかテニスとか、この辺は趣味娯楽品の娯楽性といいますか、そういうものの度合いによって税負担の配列が決められておる

ということでおざいます。

○野末陳平君 それは物品税につきましては、税制調査会の答申でも、最近の消費の傾向に応じて、むしろ現在課税されておる物品とのバランスを考慮して課税範囲を拡大するという方向が打ち出されておるわけでございまして、五十九年度の物品税の改正に当たりましても、今挙げられましたテニスとかスキーとか、それから釣り用具でございますが、こういったものを課税の対象にすることを実は検討いたしたわけでござります。

まずスキーでございますが、もちろんスキーも

非常に高価なものもござりますけれども、雪国に行きますと、これはまさに生活の足がわりの用具であるという議論がござります。それから小学校で学校生徒がこういうものを使って楽しむといつた用具である。テニスについても同じでございまして学生が非常にこれを使っておる。もちろん高級なものもあるわけでございましょう。それから

ただいま委員が御指摘になりましたこの趣味娯

楽品の中でも、ゴルフ用具はこの部類に入るわけ

ございまして、三〇%でございまして、周りに並

には、免税点という手法もあるわけでございますけれども、今言いましたようなテニスのラケットのたぐいのスポーツ用品の趣味娯楽性といふものとゴルフというものを比べると、その使つている階層等から見まして、今日ゴルフ人口が非常にふえていることは事実でござりますけれども、そこに相当その趣味娯楽性という点で開差がある。かたがた、それを楽しむ人の階層で、今申しましたように、学校生徒も非常に多いというような点もございまして、五十九年度の改正ではこれを課税物品に取り入れるというところまでの結論に至らなかつたものでござります。

○野末陳平君 まあ、いろいろな理屈はついておりますから、スキーとかテニスとか、この辺は趣味娯楽品の娯楽性といいますか、そういうものの度合いによって税負担の配列が決められておる

ということでおざいます。

○野末陳平君 まあ、いろいろな理屈はついておりますから、スキーとかテニスとか、この辺は趣味娯楽品の娯楽性といいますか、そういうものの度合いによって税負担の配列が決められておる

ということでおざいます。

○野末陳平君 サーフボートとかハングラライダーとかでございますが、これは現在課税になつております例えば小型のヨット、ゴムボート、それからゴム製のサーフライダーとか水上スキー、こういったものがすでに課税物品となつておりますので、それとのバランスで税率も同じくいたしますので、今回課税範囲の中に取り込む

ということにいたしたわけでござります。

先ほど学校生徒が使うと申上げたわけですが、それとのバランスで税率も同じくいたしますので、今回課税範囲の中に取り込む

ということにいたしたわけでござります。

ただいま委員が御指摘になりましたこの趣味娯楽品といつたものまで千差万別でございます。

もちろん、こういったものを非課税とするため

ではないかという点もあるのではないかと思いま

す。

○野末陳平君 ですから、一つ一つの品目にいって見ればそれなりの理由がつくだろう。今回、全自动以外の電気洗濯機は課税になりました。これだつたらわかりいいんですね。ですから、何とありますか、回りくどい説明をしなきゃならないようなアンバランスを持った物品税というものは、これは時代に合わなくなっているということは言えると思うんです。さればとて、これをどうするかというのには、これは非常に難しい問題です。税調は何か間接税を志向しているようですが

ど、むしろ逆なんで、例えばゴルフなんぞは、これを決めたときには、趣味娯楽品としてはかなり高い位置にあつたけれども、大衆化してきたんだから低めるという方向だつてあるわけだ。

そんなことで、大臣ね、この物品税について一番心配なのは、こういうアンバランスというのは恐らくこの物品税がある限りなくならないと思うんですね。なくならないままに、そのときのと

きの時代の動きに応じて拡大していく。こうなりますと、消費者の方に、何か決

め方が非常にいいかげんじゃないかという感じすら持たせかねないと思うんですね。ましてや伝統工芸とかそういうような名目で非課税の高価なものがある。そういうのがだんだんわかってきてる。今まで物品税について意外とわかつてなかつたのが最近わかつてきたわけですよ。わかれ

わかるほどこの矛盾を感じるという気がして、これが一種の不信感につながることを恐れてるわ

けです。どうですかね。この今まで物品税をずっと毎年何となく見直していきながら続けていかざるを得ないということなのか。そろそろ思い切つてこれを税調の答申の方向に持つていくのか。ど

うが一番いいと思いますか。

○國務大臣(竹下登君) これは大変難しい問題でして、物品税の議論をいたしますと、例えば、これは非常に下世話な話をしますと、この間、野末さん、その道の専門家ですが、私どもが座談

会に出たときに物品税の話がありまして、スキ

とゴルフ用具の話です。スキーは私も雪国ですか

ら子供のころ足ですよ、あれで学校へ通う。しか

しゴルフも今まさにこれだけ大衆化しているじ

やないか。ところが、時たまですけれども、ゴル

フには大変貴重な十四金のパターなんというもの

があります。そうするとスキーには金のスキーは

ないなど、こういう感じで説明したことがござい

ます。これは笑い話みたいな話ですけれども。こ

れは同じことで、酒を従量税にした方がわかりやすじやないか。こういう議論のときに、従量税の議論をしましたときに、なぜかといったら結

局、酒は、俺、今晚百円だけ飲むぞという者はい

なくて、一杯飲むと言うから、やっぱり従量税だ

と。そういう大衆の中にわかる説明も必要だと思

いますが、今の物品税の議論をぎりぎりしていき

ますと、それならば一番ある意味における公平性

というのは、消費一般にかかる税そこから抜き出

出して口に入る物とか、そういうものから抜き出

していく方法がいいじゃないかと、こういう議論

もございますよね、現実。消費一般にかかる税制

といふものは学問的には否定してないけれども、

五十四年の選挙のときにあれだけ痛い目に遭い

ました、それでその便益性からする物品税とい

うものが非常にいいかげんじゃないかという感じす

ら持たせかねないと思うんですね。ましてや伝統

工芸とかそういうような名目で非課税の高価な

ものがある。そういうのがだんだんわかってきて

る。今まで物品税について意外とわかつてなかつたのが最近わかつてきたわけですよ。わかれ

わかるほどこの矛盾を感じるといふ氣がして、この間、野末陳平君、余りこの物品税の矛盾を突いていました——まだ決まってないんですね、決めようとしているんです。(笑) 僕は法人税について、だんだん今の幅広い消費の消費税みたいな話になつちやうから、また変えましょうね。法人税の方をやりましょう。

○野末陳平君 余りこの物品税の矛盾を突いていますと、だんだん今の幅広い消費の消費税みたいな話になつちやうから、また変えましょうね。法人税の方をやりましょう。

○野末陳平君 法人税ですが、今回二年限りでアップが決まりました——まだ決まってないんですね、決めようとしているんです。

(笑) 僕は法人税については、今回これが減税の財源にもなり得るんでや

むを得ないと見ているんですけど、一つ心配なの

は、この税率アップと景気の関係なんです。これ

はあれでしようかね、今でも法人の半分は赤字申

告をしているというような実態ですから、そうす

ると税率アップが果たして大蔵省の期待どおりに

影響はほとんどないのではないかというふうな

感觸を持つておるわけでございます。

○野末陳平君 これはとにかく年度が終わってみ

うなんでしょう。

というのは、景気が順調に回復したとしても、企業そのものは過剰人員を抱えたり、それらいろ

いろな事情があつて、そういう税収に結びついて

いくとも思えない節もあつたりして、その辺のこ

とをどういうふうにお考えになつてこの程度の税

収アップの効果を期待するか。この辺の説明がち

ょっと欲しいんです。

○政府委員(梅澤節男君) 今回の減税財源を考え

るに当たつての基本的な考え方は、税制の改正の

中で財源補てんを見出さなければならぬわけで

ございますけれども、せつから上向きになつた経

済でございますので、その税目を選択する場合に

は非常に注意が要るということは議論をしたわけ

でございます。間接税につきまして、なるべ

くその幅を小さくいたしまして、減税の効果が相

殺される割合を少なくする努力をいたしますとと

もに、延納制度の廃止等の増収措置を極力活用い

たしました。しかし、それでもまだ補てんが十分

ございませんので、最終的に二年間の臨時の

措置として法人税の税率の引き上げということ

をお願いしておるわけでございます。

ただ、この法人税の引き上げにつきましては、

いろんなマクロモデルでシミュレーション等の作業もいたしたわけでございますけれども、現時点におきます企業の設備の動向あるいは内部留保等の状況から見まして、大幅な税率アップでござりますと、だとえ利益処分の中から負担してもらうものとはいえ、企業の活動なり経済に悪影響を及ぼすということは否定できないわけでございます。

一方、法律こそ、政黨法はございませんけれども、現実には今、政党政治の状態下におきまして問題も皆正確にお伝えするようにしております。私は法律的な意味における権威ということは、これは政府税調というものは非常に高いものだ

と思っております。

も、現実には今、政党政治の状態下におきまして税調というものの政府も進んで出席して意見を申述べる、こういうスタンスで臨んでおるわけでございます。

午後八時十三分散会

そこで若干の相違を感じとして申し上げますなら、いよいよぎりぎりのときの、例えば今物品税の例をお出しになりましたが、そういう感じで議論を聞いておりますと、どちらかといえば、政治家の集団というのはみんな選挙をしておりまから、肌でいろんなことを感じておるような意見の方がより具体的に表現され、税調の方はその点理論性の方が先行すると、こういうような感じは受けておりますが、どちらが偉いかというような問題ではなく、政府税調はまさに法律でもつて決められた権威ある機関であり、党税調は政府・与党一体でありますから、今、自由民主党の税調というものはそれなりにクローズアップいたしておりますものの、どの政党が政権をおとりになつても、政府・与党一体という形の中で機能するといふことは、一応長い経験の中で定着して、大きく出過ぎたりはしないというふうに私は理解しております。

（予備審査のための付託は二月二十九日）
一、関規定率法等の一部を改正する法律案

○野末陳平君 ですから、政府税調が権威があつて、そして基本的方向を決めて、その中で具体的に自民党的税調が決めていくというのが当然といふか、普通だと思っていただわけですね。ですから、大臣の答弁の中にちよつとありましたけれども、少しいろいろと政治家の事情なども入ってくるんでしょう。ただ、政府税調が基本的に決めている方向からやや外れるというか、むしろそれを否定するような方向で幾つか突如案が今回も入っているようなんですがね。そういうのは政府税調の権威を失わせるものだと思いますから、そういうことがこれからないことを見みたいですね。これは大蔵大臣に言うべきことかどうか知りませんが、いずれにしても、我々が政府税調の方針というものを一番権威があるものとして受けとめているので、その権威がなくなるようなことが現実に税法改正に反映すると困ると、そういうことだけを指摘しておきます。

○委員長（伊江朝雄君） 七案に対する質疑は本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。